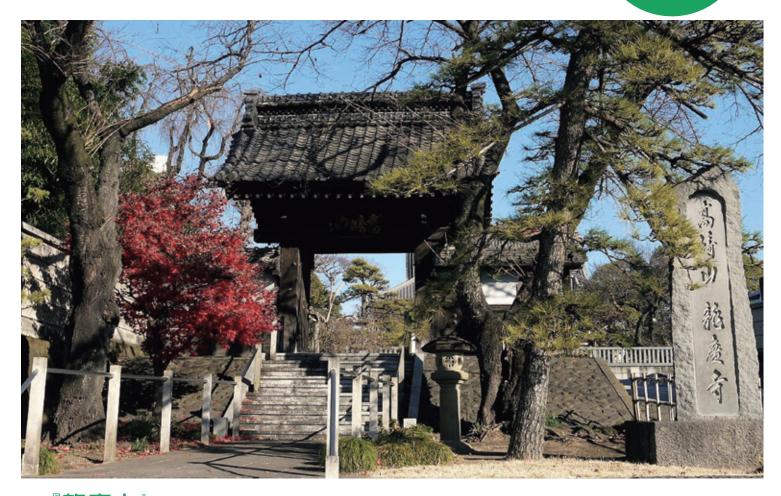


特集

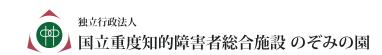
福祉と司法の連携ー矯正施設退所者の支援ー

第51号 平成 29 (2017)年 1月1日発行



『龍廣寺』(高崎市若松町)

龍廣寺は高崎市役所に隣接する高崎公園の東隣に位置します。慶長三年、箕輪城主だった井伊直政が和田(高崎の旧称)に城をうつした際、箕輪から白庵和尚を招請して開山しました。直政は和田という地名も改めることとし、白庵和尚に意見を求めたところ「成功高大の義に取って高崎とされてはいかが。」と答え、直政は大いに喜び「高崎」と名づけたとされています。この事によって龍廣寺の山号は「高崎山」と命ぜられました。龍廣寺は曹洞宗の寺院で、いかにも禅寺らしい風格です。俳聖村上鬼城や幕末から明治にかけての学者市川左近、江積積善、明治維新前後の地方行政の大立物服部権らの知名の士の墓も多い寺です。(「田島武夫 高崎の名所と伝記」「高崎市 開化高崎扣帖」)



ONTENTS

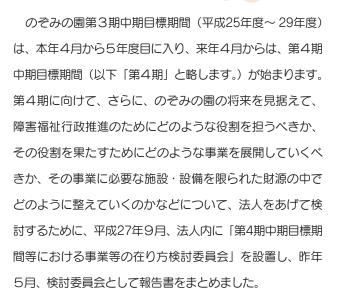
【理事長ごあいさつ】	02
新年のごあいさつ	
「福祉と司法の連携」〜福祉の自律性を守る〜	
【特集】	00
110 2104	80
福祉と司法の連携一矯正施設退所者の支援-	
● 矯正施設退所者支援の9年を振り返って	
●矯正施設退所者の一般就労への取り組み	
● のぞみの園における矯正施設退所者への心理的支援	
● のぞみの園における矯正施設退所者の支援をめぐる調査研究の経過	
— 平成22~28年度の研究を4つのカテゴリーに分けて —	
【養成・研修】	16
● 平成28年度 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した	
知的障害者等の支援に関する研修会を開催しました	
【実践レポート】	18
● その人が人生を理解する取り組み、その人の人生を理解する取り組み	
~ ライフストーリーワークを使った実践 ~	
【調査・研究】	20
■重度の障害者の地域生活を支える制度について	
- 重度障害者等包括支援事業の現状と課題 -	
【臨床の現場から】	22
● こども臨床の日常より	
[共に生きる]	24
● しいたけが高評価!	
■ コラム: 少年院から見た、「のぞみの園」の取り組みについて	
● コラム: 「第14回のぞみふれあいフェスティバル」の開催について	
● のぞみの園ふれあいゾーンだより	
CONTRING MOON NEWS	
[INFORMATION]	30
In a Committee of	





理事長 遠藤 浩

第4期中期目標期間に向けて



この報告書では、次の6つのテーマを中心に、モデル的 な支援、調査研究、養成研修の三つの事業を一体的に推進 していくという方向性が示されています。

- ①入所利用者の地域移行等への取組
- ②高齢知的障害者等への支援
- ③著しい行動障害等を有する者等への支援
- ④矯正施設等を退所した知的障害者等への支援
- ⑤切れ目のない発達障害児・者等への支援
- ⑥高齢・重度(重複)知的障害者の地域生活支援

第4期の中期目標は厚生労働大臣が設定し、その目標達 成に全力で取り組むことは当然ですが、現下の障害福祉行

I のぞみの園支援者養成現任研修



新年あけましておめでとうございます。 本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

政の政策課題に照らし、のぞみの園としては、第4期を通じて 左記6テーマに重点的に取り組み、障害福祉行政の推進に大い に寄与してまいりたいと考えています。

新年を迎えるに当たり、それぞれのテーマごとに、今後の事 業展開などについて要点を述べさせていただきます。

地域移行

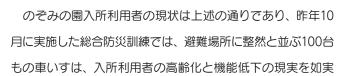
独立行政法人に生まれ変わってさっそく取り組んだ地域移 行事業では、平成27年度までに165名の利用者が出身地や家 族の居住地の近くに移行しましたが、旧国立コロニーに入所し てから引き続きのぞみの園で生活している利用者232名(平成 28年12月1日現在)については、高齢化、機能低下が進んで います。平均年齢は63歳、約2分の1が車いすを利用しており、 日常的に医療的ケアが必要な利用者、認知症の症状を有する 利用者も増加しています。

このような利用者の生活の質を維持できる移行先を確保す ることは容易ではなく、むしろ、心身の状況に照らし、のぞみ の園での生活を継続することが望ましいと考えられる人も少 なくありません。

また、保護者も代替わりが顕著で、兄弟、いとこ、甥姪など にお願いする場合が増えていますが、地域移行に慎重な考え の人がほとんどです。

地域移行事業に目標数値を設定することはもはや困難とな りつつあるといわざるを得ませんが、引き続き粘り強く取り組 んで行くこととしています。

高齢知的障害者の支援



に表していました。

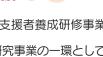
高齢になっても日々の生活の質を保ち、その人の人生を潤 いのある豊かなものとするためには、どのような支援を実践し たらよいのかという問題意識を常に持ちつつ、支援に携わる職 **■の専門性の向上と生活環境の整備に引き続き努めていくこ** ととしています。

このような高齢化、機能低下の問題は、全国の関係施設・事 業所でも直面している課題であることから、知的障害のある人 たちの高齢化をテーマとするセミナーを平成25年度から毎年 度開催し、毎回募集定員を上回る参加者を得て、好評を博して います。

また、支援の手引き書として、「高齢知的障害者支援のスタ ンダードをめざして」を刊行しました。これは、のぞみの園が 平成25年度から3年計画で取り組んだ調査研究の成果を全国 の関係者の皆様にわかりやすく提供するために刊行したもの です。

本書では、高齢の知的障害のある人の支援のあり方を考え、 実践していく上でのデータと、優れた5つの実践事例、課題解 決に向けた道筋などが解説されており、のぞみの園における 高齢者支援も、本書に沿った実践となるように努めているとこ ろです。是非ご活用下さい。

強度行動障害のある人たちの支援 ●



平成25年度から始まった強度行動障害支援者養成研修事業 については、のぞみの園において、調査研究事業の一環として プログラムとテキストを作成し、毎年度、都道府県研修の指導 者を養成するための国研修を実施しています。

平成27年度の都道府県研修の参加者数は、基礎研修では 7500人、実践研修では5000人となっており、今後数年はこの ような規模で実施されることが見込まれます。

全国的に行動障害のある人の支援について学んだ支援者の 裾野は広がっていきますが、実際に強度行動障害の人の支援 に携わると、研修で学んだ知見や技術をもってしても適切な対 応が困難な事例も多々見られます。

のぞみの園への問い合わせの中で、著しい行動障害や触法 行為の繰り返しなどから適切な受入施設を見出せない事例、 あるいは、自傷他害行為が著しく、施設入所支援では対応困難 のため精神科病院入院を選択せざるを得ない事例などを抱え て、助言を求め、あるいは、のぞみの園への入所を要請する という事例が増えてきています。

のぞみの園としては、基礎研修や実践研修の修了者を対象 として、実践事例の報告や支援方法の学習などを主たる内容 とするフォローアップ研修を開催するなど養成研修事業の充 実を図り、また、困難事例の支援の手引き書としても活用でき る研修テキストを作成して頒布しています。

また、行動障害の著しい利用者の受入数(施設入所支援・短期入所)も徐々に増やしています。

第4期においては、さらに受入数を増やしていきたいと考えていますが、その場合、受け入れ基準を作成し、全国の関係者にあらかじめお知らせすることを検討中です。本人の心身の状況はもとより、のぞみの園に受け入れを要請するまでの支援体制や支援経過、のぞみの園退所後に予定している支援体制などを勘案し、のぞみの園の施設入所支援又は短期入所の利用が必要であり、かつ、一定期間(入所の場合は2~3年間)の支援により、次の施設・事業所、あるいは、地域における支援チームに引き継ぐことが見込まれるような場合を想定しています。

矯正施設退所者の支援

のぞみの園は、平成20年度から矯正施設を退所した障害のある人たち(「矯正施設退所者」と略します。)の支援に取り組み、モデル的支援、調査研究、養成研修の三つの事業を一体的に推進してきました。本年は、10年目という節目の年を迎えますので、本ニュースレターでは「福祉と司法の連携」のテー

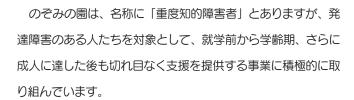
マで特集を組みました。これまでの取組の経過や成果については特集の記事をご参照下さい。

ちなみに、モデル的支援では、これまで30人以上を受け入れてきましたが、最近は、10代、20代で、知的障害は比較的軽い一方、発達障害や精神疾患を合併している人で、生育歴、犯罪歴、家族関係などに照らして、入念なアセスメントと手厚い支援体制の構築が必要な事例が多くなっています。

上記の強度行動障害のある人たちの支援と同様に、全国的に困難事例を抱え、のぞみの園に援助助言を求める事例、入所を要請する事例が増えています。

第4期においては、矯正施設退所者の受入数も増やしていきたいと考えていますが、全国的に矯正施設退所者の支援に取り組む施設・事業所が増えることが望ましいので、支援に携わる職員の専門性を高める養成研修事業を一層充実していくこととしています。なお、これまでの養成研修事業の成果を集約して、専門的な研修会での活用を想定したテキストを近く刊行する予定です。

発達障害児者の支援



のぞみの園直営の診療所では、かねてから常勤の児童精神 科の専門医、臨床心理士などの専門スタッフを配置して、発達 障害のあるお子さんなどを対象とする専門外来診療を行って います。受診のお子さんの中には、家庭上・生育上の問題が 大きく、専門的な診療と心理的支援に加えて、通所していただ き、療育支援を行うことが望ましいお子さんも少なからず見ら れます。

このため、平成25年4月から、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を、それぞれ1日の利用定員10名で実施しています。現在、就学前のお子さん42名、学校の生徒さん43名が利用登録しています。

平成29年度には、児童発達支援事業を児童発達支援センター に拡充し、福祉と精神科医療の緊密な連携の下、療育、相談、 コンサルテーションなどを積極的に実施するとともに、放課後 等デイサービス事業の定員を20名に増やす予定です。

これらの事業を推進することにより、第4期においては、発 達障害のある人たちを巡る政策課題の解決に大いに寄与する とともに、地域の発達障害児者の支援の中心的な役割を担っ ていきたいと考えています。

さらに、国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を 強化していくこととしています。

同センターには、「発達障害情報・支援センター」が設置さ れ、国が行う情報提供や普及啓発の拠点となっています。また、 発達障害関連の研究事業、研修事業、療育支援事業なども実 施しており、のぞみの園の事業と重なる部分も大いにあること から、両機関のトップも参加する連携会議のような仕組みを設 けて、モデル的支援事業や研修事業を推進し、全国の関係者 への情報発信を一層充実していくこととしています。

なお、本年8月、日本発達障害学会による2016年研究大会 をのぞみの園が中心になって開催することとなっています。医 療、福祉、教育、労働など関連分野にわたる魅力的なプログラ ムを企画しますので、全国の関係者の多数のご参加を期待し ています。

地域生活支援事業

障害のある人が高齢になっても、また、重度重複の障害が あっても地域生活を継続できるように、多様な障害福祉サービ スを活用して、また、医療と緊密な連携の下に支援する新しい 事業を検討しています。

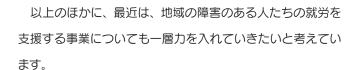
昨年の障害者総合支援法の改正により、一人暮らしを支える ために定期的な巡回訪問を行い、又は随時の通報を受けて相 談に応じ、必要な情報提供などを行う「自立生活援助」が障害 福祉サービスに追加されました。

また、「重度障害者等包括支援」(特に介護の必要性の高い 人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、

生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供するサー ビス)については、ほとんど利用実績がないことから、特に障 害の重い人の地域生活を支える有効なサービスとして活用さ れるように、対象者やサービス内容などの見直しを行うことと されています。

自立生活援助、重度障害者等包括支援などのサービスの活 用も含めて、地域生活を総合的に支援する新しい事業を第4期 に実施したいと考えています。

就労支援事業



南床シイタケの生産販売や上州(群馬県)のソウルフーズ ともいえる酒まんじゅうの製造販売などを柱として事業を展開 していますが、シイタケについては、栽培ハウスを増築すると ともに、新品種も導入して、品質向上と売上げ増を図り、利用 者の工賃増加に努めています。

幸い、昨年1月の群馬県キノコ品評会で、のぞみの園シイタ ケが金賞を受賞したことに加えて、昨年秋からは、東京を中心 に60店舗を展開する高級焼き肉店と地元高崎市に所在する百 貨店に定期的にシイタケを納品できるようになり、利用者の大 きな励みになっています。

のぞみの園は、今後とも、障害のある人たちのニーズに幅 広く、かつ、的確に対応した事業を積極的に展開していくこと により、障害福祉行政の推進に一層貢献できるように全力を傾 注してまいります。関係者の皆様におかれましては、引き続き のぞみの園へのご理解、ご協力を賜りますようにお願い申し上 げます。

「福祉と司法の連携」 ~福祉の自律性を守る~

理事長 遠藤 浩

平成20年度から矯正施設退所者の支援事業を開始して10年目という節目の年を迎えたことは、既に紹介しましたが、本事業は、刑事政策と福祉政策が重なる領域の政策課題の解決に寄与する事業であり、その推進のためには、対象者が矯正施設に入所中から福祉と司法との連携が不可欠であります。

このため、本ニュースレターでは、これまでの取り組みの 経過と成果などを改めて整理し、「福祉と司法の連携~矯正 施設退所者の支援~」のテーマで特集を組みました。

のぞみの園と法務省

顧みますと、平成20年5月から8月にかけて、法務関係施設に収容されている障害のある人たちの実情を学習することとし、法務省のご協力により、神奈川医療少年院、喜連川社会復帰促進センター、前橋刑務所、群馬県内の更生保護施設を立て続けに視察しました。

また、平成20年度からさっそく厚生労働省の研究費補助金を受けて、矯正施設退所者を巡る課題の把握、「地域生活定着支援センター」の機能などに関する調査研究に取り組みました。その際、先駆的な実践者などを委員とする研究検討委員会を設置しましたが、厚生労働省及び法務省の担当官にも助言者としてご参加いただきました。

平成21年以降も毎年度厚生労働省の研究費補助金を受け、研究検討委員会を設置していますが、助言者としてご参加いただいている厚生労働省及び法務省の担当官には、調査研究の進め方、研修会やセミナーのプログラム作成などについてそれぞれの立場から貴重なご意見ご助言をいただき、また、テキストの執筆や講師もお願いするなど格別のご協力をいただいております。

さらに、平成24年4月には、のぞみの園が法務省を訪問し、同省の会議室で担当課長・室長をはじめ10名を超える担当官にご出席いただき、矯正施設退所者をめぐる政策課題について、のぞみの園がどのように取り組んでいるかを説明させていただく機会を得ました。

その際、①矯正施設退所前からの司法と福祉の連携の現況、②のぞみの園を退所した対象者の就労の状況、③少年院在院者のうち被虐待歴がある人を福祉施設で受け入れる場合の処遇上の留意点などについて、質疑や意見交換を行い、大変有意義な機会とすることができました。

このように、厚生労働省のみならず法務省から格別のご指導、ご協力をいただくことにより、のぞみの園の矯正施設退所者の支援事業は確実に前進しています。

福祉と司法の連携

この10年間に、矯正施設に社会福祉士の配置、保護観察所に特別調整官の配置、都道府県による地域生活定着支援センターの開設などが進み、矯正施設退所者を福祉サービス、生活保護や障害年金などの所得保障につなげる仕組みが構築されてきました。

これらは、いわゆる「出口支援」ですが、知的障害者や高齢者などが容疑者となった事件について、検察官が起訴するかどうか決める場合に、社会福祉士など福祉の専門家の意見を聞いて参考にする仕組みも次第に試みられています。刑事司法の入り口での福祉的関与という意味で、「入り口支援」と称されているものです。

また、平成25年の法律改正により、保護観察期間中の特別遵守事項の類型に社会貢献活動が加えられ、一昨年から本格実施されています。保護観察期間中の人たちが地域社会に

貢献する活動を行うことを通じて立ち直ることを目的として おり、その活動の場の一つとして福祉施設・事業所も想定さ れています。

昨年10月には、矯正施設退所者など生きにくさを抱えた障害のある人たちを支えようと、福祉関係者と司法関係者が協働して一般社団法人を設立したとの報道もありました。

このように、法務省と厚生労働省との密接な連携により制度や仕組みが整えられ、また、福祉関係者と司法関係者との連携の輪が広がり、深まってきたことは、当事者の立ち直りや地域定着の促進に大いに貢献しています。今後も福祉と司法の連携が一層進んでいくことが望まれます。

他方、福祉の分野が、矯正施設退所者の支援や入り口支援 に取り組むに当たっては、基本的な立ち位置を自覚し、福祉 の自律性を守ることが肝要と考えています。

刑事政策、行政としては矯正や更生保護の領域では、犯罪の予防、再犯防止、犯罪者に対する制裁と処遇などをめぐる課題について、長い歴史を経て、先人たちの知恵の膨大な積み重ねがあり、学問としても体系化が図られています。

矯正施設退所者の支援事業は、そのような矯正や更生保護の領域に直接関わろうとするのものではなく、矯正施設退所者が支援のニーズがあるのに、ほとんど福祉施策との関わりがなかったという事実を重視して、福祉サービスを提供し、所得保障につなげるなどの支援をすることにより、矯正施設退所者の地域定着を目指そうとするものです。そのことが結果として再犯防止に寄与できるという前提の事業です。

のぞみの園が平成26年2月に主催したセミナーの冒頭、土 井政和九州大学大学院教授は「福祉に期待すること」をテーマとする講演をされました。

その中で、「司法と福祉の連携協力は望ましいものの、① 司法と福祉は異質のものであること、②司法は社会の安全や 再犯防止を目的としており監視的である一方、福祉は本人支 援を目的として任意であり、再犯防止は結果であること、③ 福祉が司法に取り込まれてしまうこと、換言すれば、司法の 強制力を背景に支援を行うことは司法の下請けとなり、福祉の本質が変わってしまうこと、④従って、福祉は自律性を確保しつつ司法と連携協力する必要があること」などを強調されました。

また、平成27年2月に主催したセミナーでは、加藤幸雄日本福祉大学名誉教授(当時の日本司法福祉学会会長)が「司法の期待に福祉はどう応えるか」をテーマとする基調講演を行いました。その後に「司法と福祉〜福祉の自立性と司法との連携〜」をテーマとして、加藤先生、森久智江先生(立命館大学法学部准教授)、水藤昌彦先生(のぞみの園参事で山口県立大学准教授)による鼎談を行いました。

講演、鼎談ともに、福祉の支援者は、矯正施設退所者本人と向き合い、丁寧に話を聴いて、本人が何を考え、何を悩んでいるのか、本人が社会で自立した生活をするためにはどう寄り添えばいいのかなどを考えながら司法に協力を求める必要があること、また、司法の関係者と協働するためには、本人の人格や不条理な行為の背景をきちんと伝えながら、司法に福祉が必要であるという認識を深めてもらう必要があることなどのお話がありました。(この基調講演と鼎談はそのまま文章化し、昨年8月、「司法の期待に福祉はどう応えるか」という題名で刊行しました。)

のぞみの園が平成21年度に厚生労働省から補助金を受けて実施した調査研究の報告書の冒頭には、「この研究の目的は、「矯正施設を退所した知的障害者が福祉の支援を受けることにより地域で自立した生活を営むこと」を目指すものであり、再犯の防止を直接の目的とするものではないことです。自立した生活が実現できれば、再犯防止につながりますが、それはあくまでも副次的な効果という位置づけです。」と明記してあります。のぞみの園は、当初から一貫して土井教授のご指摘や加藤先生のお話と同じ方向で取り組んでまいりました。

今後も福祉の自律性を大事にしつつ司法関係者との連携を 深め、法人事業の大きな柱の一つとして、矯正施設退所者の 支援事業の一層の発展に取り組んでいくこととしています。

矯正施設退所者支援の9年を振り返って

地域支援部長 小林 降裕

平成20年度から開始された矯正施設退所者支援は、9年という歳月を重ね、この分野における実践、養成研修、研究、援 助助言と実績を重ねてきています。本稿では当法人における実践としての取り組みについて報告させていただきます。

I. 対象者の理解と受け入れの開始

当法人での受け入れと支援に向けて、司法との連携を模 索する中、取り組みは開始されました。当時を振り返ると、 具体的支援を提供するに当たって、関係する司法機関や先 駆的取り組みを行っている福祉事業所の見学に始まり、関 係者からの矯正施設にいる知的に障害を持つ人の状況を聞 き、支援のあり方について検討を行うというものでした。 さらに、新規入所者の受け入れを具体的に検討する頃には、 対象者となる人達はまさに障害を持つ故の生きづらさを抱 えている人達であり、加えて虐待、いじめ、貧困等、幼少 期から厳しい環境に育ったという背景を持つ人達である事 を理解し、それ故に矯正施設まで行かざるを得なかった事、 司法がセーフティネットの機能を果たしている状況から、 これらの人たちに支援を提供することはまさに福祉の課題 であることが認識できました。

入所利用者の受け入れは、平成20年10月より開始され、 平成28年12月末までに31名の利用者を受け入れ、そのうち 24名については地域移行などで既に当法人を退所すること ができています。

矯正施設を退所した知的障害者の地域移行に向けた支援 は、矯正施設退所者支援の特化した枠組みとして平成23年 1月には自活訓練ホームの運営を試行的に行い、同年4月 からは新たに地域支援部に社会生活支援課が置かれ、その 支援の中心的役割を担うものとなっています。

対象者の状況は、県内出身者が約4割、県外が6割とな り、障害支援区分では2の方がもっとも多いものとなって います。また、IQでは50~70の方が6割を占め、70以上 の方も3割弱います。犯罪別では窃盗がもっとも多く、性犯・ 傷害・住居侵入が5名と続き、放火も4名の方を対象とし てきています。入所をした方の傾向として、少年が多いこ

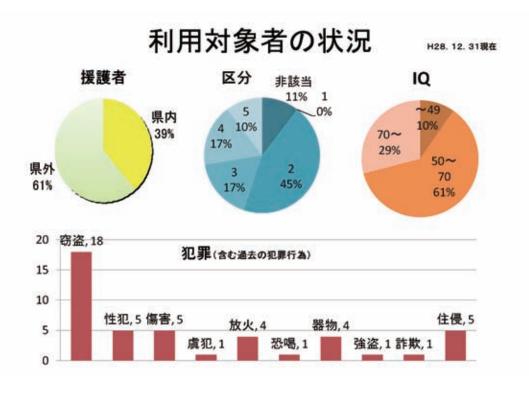
利用対象者の実績(入所)

年度	受入	退所
20	2	0
21	3	3
22	4(再1)	2
23	1	3
24	6(女1)	5
25	3	2
26	4(女2)	2
27	4	5
28	4	2
81	31	24

矯正施設	人数
神奈川医療少年院	9
黑羽刑務所	1
前橋刑務所	6
静岡刑務所	2
関東医療少年院	2
川越少年刑務所	1
盛岡少年刑務所	1
栃木刑務所	3
横浜刑務所	1
喜連川社会復帰促進センター	2
福島刑務所	1
府中刑務所(病院を経由)	1
再入所	1

障害(重複あり)	
診断名	
ASD	10
知的	28
双極性	2
てんかん	2
アルコール依存	5
反応性愛着	1
解離性	1
転換性	1
認知	1
統合失調	4

受入者の年齢層(短期を除く)				(再)	所者1名	除()
10代 20代 30代		40ft	50代	60代	81	
8人	9人	3人	5人	4人	1人	30人



とも当法人の受け入れの特徴となっています。また、支援の開始当時は対象者を男性のみとしていたが、平成23年度より、女性も受け入れ、これまで3名の女性の受入実績を持つことができています。

Ⅱ. 支援のあり方と特徴

非行・犯罪行為に至らない生活の維持は、支援の結果として得られるものであり、その生活を持続してもらうための方策を障害の特性を考慮し、対象者とともに考え、入所型の障害者支援施設の中で展開をしてきています。当法人の入所は2年を限度として取り組まれ、平均するとほぼ1年余りで地域のグループホームや単身でのアパート生活、日中は一般就労から作業活動等、対象者の状況に応じて個人ごとに作られた支援チームにより組み立て、支援を継続することができています。しかし、これまで入所した方のすべてがこのような形で地域生活を維持できているかというと、当法人での支援中に逮捕された人、のぞみの園退所後の生活が上手く行かずに受刑となった人や入院となった人もいます。

入所した方の多くは知的レベルでは軽度またはIQ70を越える人たちもおり、これまで入所型の施設では対象としてこなかった人たちでもあります。この分野の対象者は支援の枠組みを必要としますが、福祉の支援を受け入れ、地域

生活を目指すという目標について、十分では無いにしろ、 本人が理解、納得をしないと上手くいかず、2次的な問題 が発生しやすくなります。将来への具体的イメージも含め、 本人が理解しやすい工夫と、十分な説明、繰り返しを必要 とし、手間や時間の要するものとなります。また、失敗も 含めて体験的に理解を求めていかなければならない場合も ありますが、犯罪行為につながらない対応も必要となりま す。いずれも本人の生活の質の向上を図りつつ、リスクと いう視点を忘れず、本人の状態を見ながらバランスをとっ て支援を構築していかなければなりません。対象者と粘り 強く付き合い、関係する機関との情報を共有しながら支援 を継続して行くしか方法はありません。支援上で必要とさ れることは何より支援者側が本人の理解を深めて行くこと が前提となりますが、福祉の支援を受け、安心・安全を得て、 居心地の良さとともに互いの信頼関係を醸成し、社会的な 行動を増やしていきます。そして「社会の中で自分なりに 生きるにはどうしたらよいのか」といった問いに自らが向 き合ってもらいます。その際に必要となるものが、本人の 生活の質の向上と権利擁護、エンパワメント、リスクへの 視点と対応であると考えています。それらの支援から自尊 心の高まりとともに自己効力感を高め、安定した生活へと 変化させていきます。それらの総合的な取り組みがこの分 野の対象者には必要であると考えます。

福祉と司法の連携一矯正施設退所者の支援一

矯正施設退所者の一般就労への取り組み

地域支援部就労·活動支援課就労支援係 **飯塚 浩司**

I. はじめに

当法人では平成20年度から矯正施設を退所した知的障害者への支援事業を開始し、平成23年1月に「自活訓練ホーム」での特化した枠組みでの支援を行っています。本稿では自活訓練ホームを退所後、アパートでの単身生活を送り当法人の就労移行支援「ちゃれんじ」を利用して一般就労に結びついたAさんの事例について報告します。

II. Aさんの概要

- ·50歳代男性、軽度知的障害。
- ・中学卒業後、一般就労するが継続できない(仕事が覚えられずに何度も注意されて嫌になって辞めてしまう・ 仕事内容に飽きてしまう・母親から小遣いをもらって生活ができたなど)。
- ・仕事や生活のことについて、相談相手がいなかった。
- ・金銭管理が苦手。
- ・性格は自分を受け入れてくれそうな人に甘え、従順に 振る舞う。
- ・無職のため金銭苦による窃盗を起こす。

Ⅲ. 自活訓練ホームでの取り組み

矯正施設を退所後は、自活訓練ホームへ2年間の有期限で入所利用を開始しました。入所直後の日中活動は、矯正施設での生活では運動する時間が限られていたことから体力不足のため畑作業、花壇整備などを通して体力増進を行い、同時に社会生活向上のため金銭管理、コミュニケーションの取り方などについての学習を行い徐々に生活を安定することとしました。

IV. 就労に向けての取り組み (就労継続支援B型「ふぁいと」)

自活訓練ホームでの生活にも慣れてきたところで、次のステップとして日中活動の場を当法人の就労継続支援B型事業所「ふぁいと」を利用して就労に必要な知識や技術の

習得などを目指しました。活動内容は、しいたけ栽培の収穫や袋詰め、施設外作業としてアパートの共有スペースの清掃や駐車場の除草作業を行いました。勤務態度は提供された活動内容については特に問題となるようなことはなく取り組んでいました。活動に対する負荷については耐えるだけの体力はありましたが、楽な方へと流れる傾向がありました。また活動内容が不明であっても「わかりました」と返事をしてしまうことがありました。人間関係では、笑顔で挨拶をして参加していましたが、特定の利用者との関係が悪く、作業場所を変更することで改善できましたが、Aさんにとっては、特定の利用者がトラウマ的存在となっていました。その後、就職活動のためにハローワークへの登録、障害者就業・生活支援センターへの登録、障害者職業センターで職業評価も行いました。

「ふぁいと」での活動内容を評価すると、一般就労は可能であると評価できたことから、当法人の就労移行支援事業「ちゃれんじ」への利用変更とすることとしました。

V. 地域生活移行に向けて

自活訓練ホームでの入所利用は2年間の有期限利用のため、出先としてグループホームでの入居利用を目指して見学、宿泊体験を実施しましたが、一人暮らしをしたいという本人の希望もあってグループホームへの入所利用には至りませんでした。そのためアパートでの単身生活をすることになりました。単身生活に向けて金銭管理を社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用し、食事に関しては、月~金曜日の1時間の家事援助を利用して夕食と翌日の朝食の分を作ってもらうことに決めました。

VI. 就労移行支援事業「ちゃれんじ」での 取り組み

「ちゃれんじ」での一般就労に向けての進め方として、A さんは初めてのことに対しては緊張が高く、住まいの場と日 中活動の場の変更を同時に行うことはリスクが高まるとの 判断から、まずは住まいの場から変更し、単身での生活が 安定して送れるようになった後に就労に向けての取り組み を開始することとしました。単身生活が安定する間は、以 前と同様のしいたけ作業や施設外作業をすることで環境変 化を極力抑えることにしました。また、各関係機関と情報 共有を図ると共に、定期的に支援会議を開催し、支援段階 と本人の状況を確認しながら進めることとしました。また、 「ちゃれんじ」を利用するにあたってのAさんとの約束事を 2点決め、①欠席する時は電話連絡をすること。その理由 としては職業評価から「過去の仕事では、面倒になってく ると仕事を休みたくなり、休んでしまうことでさらに仕事 に行けなくなってしまいがちだったこと、嫌なことがあっ ても相談できずため込んでしまう」と評価されていたため、 欠席する際は、無断欠勤をしないで相談支援事業所または 「ちゃれんじ」へ電話にて連絡するように決めました。欠席 の電話があった際の対応は、休み癖がつかないように、「昼 食を食べに来て下さい」または「休憩室で休んでいて下さい」 などを伝えることにしました。②として日誌の記載をする こと。その理由としては、単身生活で食事援助サービスを 利用していることから、ヘルパーさんとの情報共有に役立 てるためです。

単身での生活に慣れてきた頃から、Aさんの就職先として清掃業や食品関係に就職したいと希望がありましたので、過去に障害者雇用の実績のある事業所を中心に就職活動を行いました。清掃関係の企業から「障害者雇用枠の空きがあるため誰か良い方がいたら紹介して欲しい」と連絡があり、Aさんにその旨を伝えると、「見学に行きたい」と要望があり実施しました。見学後、Aさんから「ここで働きたい」と意思表示があり、会社側との話し合いの結果、7日間の職場体験実習を行うことに決まりました。

III. 職場体験実習前の情報共有

法人内で職場体験実習に向けて、犯罪歴をどのタイミングで会社側に伝えるべきかについて話し合いを行いました。そもそも犯罪歴を会社側に伝えるべきか、それとも個人情報であることから伝えなくても良いのではないのか、もし伝えるのであればAさんの職場体験実習の評価をしてもらい採用面接前に伝えればよいのではなどと議論になりまし

た。またAさんに犯罪歴を会社側に伝えてよいのか意思確 認すると、「伝えたくないです」と要望がありましたが、以 前、施設内で模擬面接をした際に履歴書の職歴の空欄につ いて質問すると素直に「○○刑務所にいました」と答えて いました。法人内での会議の結果として、Aさんの要望を 最大限にくみ取り、職場体験実習が終わった時点で、責任 者のみに伝えることとし、本人にも了解を得ました。職場 体験実習が終わり、採用面接前に犯罪歴のことを会社側に 伝える際には、本人、就労移行担当者の他、相談支援事業 所担当者も参加し、職場でのトラブルが発生した時はフォ ローアップをしっかり行うことを伝えると、Aさんの職場 体験実習の評価が良かったことから「是非採用したい」「過 去に問題があったことは特に気にしません。一緒に働きた いと思ったから是非一緒に仕事をして欲しい」とAさんの 働きぶりを評価していただき、就職へと結びつけることが できました。

Ⅷ.終わりに

就職して約9ヵ月頃、問題なく順調に進んでいると思われましたが、勤務中に他人から色々と言われてストレスが溜まり、相手を殴ってしまいそうになったので会社を無断欠勤し、職場に行きづらくなったので退職したいと伝えてくることがありました。相談支援事業所が中心となり、会社側、障害者就労・生活支援センター、当法人が集まり会議を開催し、Aさんのストレスの要因を解消するために職場の配置換えをしてもらうことで解決できました。今までのAさんなら誰にも相談できずにそのまま退職をしていましたが、今はAさんを取り巻くネットワークがあるために就労を継続できています。

今回の事例を通じ、当法人の役割として、Aさんの性格や仕事に対する考え方などのアセスメントや職場定着のためのフォローアップを行ったこと、相談支援事業所を初めとした関係機関への支援を引き継ぐことが非常に大事であること分かりました。また、安定して仕事も継続できると思われた人からの相談から、定期的な見守りと支援チームによる情報共有が必要であることも確認でき、今後もAさんを中心としたネットワークが職場定着には必要であると考えています。

のぞみの園における矯正施設退所者への心理的支援

診療部臨床心理科長 小池 千鶴子

矯正施設を退所した知的障害や発達障害などがある人たち(「矯正施設退所者」と略します)の支援事業は、事業開始から9年を数えました。一般的にみると、なぜ犯罪行為者を支援するのかと違和感をもつ人も少なくないと思います。矯正施設退所者の姿は、街中で見かける普通の人たちと一見変わりなく、実際に会話をしてみたり共同作業をしてみたりしないと、その障害になかなか気づけません。しかし実際に、矯正施設退所後の支援に携わってみると、その支援の必要性については、社会の中で大切に位置づける必要のある事業だと思います。

当法人への矯正施設退所者は、現在30名を超えたところですが、ほとんどの人が「そだちを剥奪された人」の言葉で表現されるように、人として育つ過程の中で、"子どもの権利"として経験されるべきさまざまな機会を奪われてきた人たちです。これには、ボウルヴィのいった「母性的養育の剥奪」も含まれます。

発達初期に愛着(アタッチメント)を形成し、愛着関係を 発達させていくという機会を奪われている人は、他者との適 切な関わり方がつかみにくく、他者に過度な甘えと冷めた突 き放しを繰り返したりします。あるいは、人を信用できなかっ たり、自分に自信をもてなかったりします。通常、人は育ち の過程で、母親など養育者から、栄養を与えてもらったり、 おむつ交換や入浴など清潔にしてもらったりなど、赤ちゃん として存在しているだけで無条件に世話をしてもらえます。 その関わりは、社会性の発達の芽生えとなる自他のイメージ が育まれるもので、この社会に存在することを認められてい るということ、つまり自分と他者という人間関係の基礎を築 くものになります。

人は、自己へのイメージとして、自分が、他者、特に養育者など愛着対象者にサポートしてもらえる価値のある存在だと思える、また、他者へのイメージとして、特に養育者など愛着対象者が、自分をサポートしてくれる存在だと思える、そのような社会性の発達に欠かせない大事な対人関係を、育ちの過程の初期に経験しています。他者と自分との間に安心感のあるつながりをもてると、それは次の新しい活動への大きなエネルギー(意欲)になります。

しかし、当法人の自活訓練ホームで生活する矯正施設退所者のように、親に養育スキルがなかったり、養育者の頻繁な交替やネグレクトなどがあったりすると養育者との愛着関係は希薄になりやすくなります。自己イメージとして、自分は大事にされる存在ではない、自分なんてどうなってもいいという思いになり、他者イメージとしては、親(支援者・社会)は、自分を支援してくれない、だれも自分を守ってくれないという心理状態になります。安心していられる場所や安定した人間関係を確保できないと、自分や他者を大事にしなかったり、自分本位になって他者に攻撃的(加害的)になったりします。

このような「そだちの剥奪」として他にも、家族の中で子どもとして年齢相応に扱われ、生活体験を重ねながら発達していくという機会や、安全な場所で安心感のある人間関係を形成し、その中で誠実や畏敬、責任や公徳心など道徳教育に触れながら発達するという機会、さらに、成功体験を重ね自己効力感を高めていくという機会等を得られていないなど、彼らは不適切な育ちをしています。

知的障害や発達障害などがあるということは、それら障害

の程度や支援状況にもよりますが、少なくとも認知面や情緒 面で、生きにくさのある人生を歩んでいるということになり ます。彼らは、認知的能力の低さ・偏り・歪みなどから、情 報をきちんと処理しにくく、生活に必要なことの理解や推測、 修正、応用が難しい人たちです。例えば、一度身についたや り方をなかなか変更できなかったり、実物を提示し実際に体 験しないと操作が覚えにくかったりします。

実際、心理検査などで心理アセスメントを行うと、「きちん と返事をするのでわかっているように見えるけれども、状況 理解の能力は低く、本人の中では混乱していることが多いか もしれない」とか、「視覚的な情報収集力が強いわりに、作業 速度が遅い傾向があり、本人としては目に見える成果が乏し くイライラにつながる可能性がある」など、支援につながる 情報を得ることができます。知的障害や発達障害などがある ということで情緒的に不安定になりやすい傾向も見られます。 例えば、自分が置かれた状況を客観的に把握することがうま くできず、その後の見通しも立てにくいことから、心理的に 不安が生じて、どんどん落ち着かなくなっていく人もいます。 その不安を何とか収めたくて、暴言を吐いたり、物を壊した り、自分よりも弱い立場の人に攻撃的な言動をするなど、不 適切な行動をとる人、他者との関わりを避け、引きこもり状 態になったりする人もいます。このような情緒面での不安定 さのほかに、雰囲気にのまれやすく、聞いた話を安易に信じ るなど、その場にいる人の状況次第で、気が大きくなったり、 頑張りすぎたり、取り決めたことを維持できなくなったりす る人もいます。中には、金銭トラブルに巻き込まれ搾取され たあげくに、自暴自棄になって犯罪につながる行動をしてし まうこともあります。

私たちは、矯正施設退所後の"障害者"支援として、この 剥奪されていたさまざまな機会を、提供していくことが求め られているのではないでしょうか。現に自活訓練ホームでは、 彼らがそれまでに修得できなかった社会生活力を、実践的な 生活体験を重ねながら、それぞれのペースで身につけている ところです。具体的には、洗濯や料理、掃除などの衣食住に 関わること、相談すること、労働や余暇、健康管理や金銭管理、 対人関係や自己感情調節に関わることなどです。さらに臨床 心理士も参加するグループワークの場でテーマに取り上げ、 相互に改善点や修正点を話し合い、達成の確認、目標の新設 定などを行っています。

彼らは、自分が安全で安心できる生活環境にいて、福祉サー ビスの提供などにより社会が自分を支援してくれており、困っ た時には相談にのってくれる人がいるとわかると、次第に自 分のコントロールができ始めるようになります。例えば、生 活リズムを整えたり、ルールやマナーに関心が向き守ろうと したり、必要な我慢ができるようになったりしていきます。 結果的に、わざわざ犯罪行為を行う必要がなくなるのです。

彼らへの支援で求められることは、「困った時助けてもらえ た、怖い時守ってもらえた、嬉しい時ともに喜んでもらえた、 悲しい時慰めてもらえた、快く一緒にいてもらえた、思いを ちゃんと聞いてもらえた、私物をきちんと確保された、公平 に対応された、自分は大事に育てられたしなどといった、育 ちの過程で誰もが一度は経験するような心理的な関わりです。 これが社会を構成する一員として生きるベースになるのです。 同じ社会で同じく生きる権利をもつ者として、対人援助職に ある者として、一人ひとりの知的障害や発達障害などの特性 をみながら、彼らが育ちの中で経験できなかったこれらの機 会を提供すること、その中で本人が自分の生き方を考えて歩 んでいける環境(福祉サービスや医療、教育などのサービス など)を提供することが大切です。

のぞみの園における矯正施設退所者の支援をめぐる調査研究の経過 — 平成22~28年度の研究を4つのカテゴリーに分けて —

研究部研究課研究員 古屋 和彦

のぞみの園では、平成20年度より、矯正施設を退所した知的障害者等の支援に関する事業が開始し、その一環として研究部でも、 矯正施設退所者の支援をめぐる実情や課題の把握、解決方策の提案等を行ってきました。本稿では、研究部の取り組みのうち、平成 22年度からの調査研究について、内容を4つのカテゴリーに分けて紹介するとともに、今後の方向性について報告いたします。

I. 地域生活定着支援事業開始前後の 障害者支援施設の受け入れ状況

平成 21 年度より全国に地域生活定着支援センターが配置されるなど、「地域生活定着支援事業」(平成 24 年から「地域生活定着促進事業」)が始まったことを受け、障害者支援施設に対し、矯正施設等を退所した知的障害者の実態や課題を明確にすることを目的に調査研究を行いました。平成 22 年度には受け入れ意向やその実態、受け入れ施設職員に求められる知識・技術を明らかにし、翌年には受け入れ方針、支援課題等を明らかにしました。その結果、①以前から措置制度の下で受け入れていた、②受け入れは最少人数で決定していた、③他機関と連携していた、④他害などのある人は受け入れを躊躇していたことが分かりました。また、平成 23 年度には、障害者支援施設入所後の地域生活移行支援の実態と方法を明らかにする調査も平行して行い、暮らしの場の設定と就労に向けた支援という、2つの支援の重要性が示されました。

平成 22 年度調査

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究

アンケート(郵送)		
障害者支援施設		
矯正施設退所者の受入実績と受入の意向		
778 施設(回収率 54.7%)		
]		

平成 23 年度調査

矯正施設を退所した知的障害者を(先駆的に)受入れた障害者支援施設 に関する実態調査

に関する実態調査			
手 法	アンケート(郵送)・ヒアリング(訪問・電話)		
対 象 障害者支援施設			
目 的 矯正施設退所者の受入実績のある施設における地域移行の実績と課			
情報源	93 施設(回収率 58.9%)・ヒアリング9ヶ所		

Ⅱ. 相談支援事業所の支援実績の状況と支援段階の分類

平成 22 ~ 23 年度の研究結果を踏まえ、平成 24 年度からは地域生活支援をめぐる課題を明らかにする事を目的に、全国の相談支援事業所(一般)に対し、相談支援の実績につ

いて調査を行いました。加えて実績のある事業所に対しヒアリング調査を行い、実際に地域生活をしている矯正施設などの退所者の生活状況、住環境、福祉サービスの利用状況、支援状況を明らかにしました。平成25年度には前年度の事例のうち71事例に対し、1年後の地域生活支援体制の追跡調査を行い、地域生活の継続性の観点から、支援の課題を考え、相談支援事業所、地域生活定着支援センターの役割や機能、困難事例への対応と共有を示しました。

平成 24 年度調査

	矯正施設を退所した障害者の地域生活支援		
	手 法	アンケート(郵送)・ヒアリング(訪問)	
	対 象	相談支援事業所(一般相談)	
	目的	矯正施設退所者の相談傾向、サービス利用、経済状況等	
情報源 1,553 施設 (回収率 51.9%)・ヒアリング 25 ヶ所			

平成 25 年度調査

	20 千皮調直		
矯正施設を退所した障害者の地域生活支援体制に関する研究			
手 法	ヒアリング(訪問・電話)		
対 象	相談支援事業所(一般相談)		
目的	矯正施設退所者の受入実績と受入の意向		
情報源	ヒアリング 24 ヶ所		

平成 24 年度の研究では、調査から収集された 77 事例を通して、矯正施設等の退所者地域生活の支援は、大きく分けて3つの段階があると分析し、「支援の3段階」として概念図を示しました。

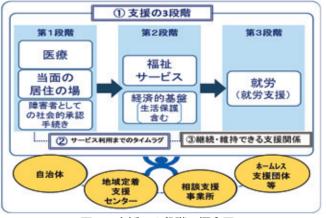


図1 支援の3段階の概念図

Ⅲ. 障害者支援施設等による受け入れと アセスメントによる支援の実態

平成23年度末に全都道府県で地域生活定着支援センター の配置が完了したことを受け、平成26年度には再び障害者 支援施設に矯正施設などを退所した知的障害者の受け入れ実 態及び支援状況の調査を行いました。参考までに平成22年 度の調査結果と比較すると共に、関東の5自治体の福祉サー ビス事業所の利用実績も調査しました。平成27年度には、 前年の調査で実績の多かった事業所等に対し、アセスメント に着目した調査を実施しました。

平成 26 年度調査

障害福祉-	障害福祉サービスによる矯正施設退所者の受入れ・支援に関する研究			
手 法	アンケート(郵送)			
対象 障害者支援施設・地域の障害福祉サービス事業者				
目的類に施設退所者の受入実績と支援状況				
情報源 1,757 施設(回収率 68.8%)・452 施設(回収率 40.				

平成 27 年度調査

障害のある	障害のある犯罪行為者の受入れ経験のある事業所における支援に関する研究		
手 法 ヒアリング(訪問)			
対象障害者支援施設(受入実績の多い事業所)			
目的	アセスメントの実施内容		
情報源	ヒアリング5ヶ所		

平成27年度の調査対象となった事業所では、犯罪・非行 行為のアセスメントは行っていますが、リスク管理は行われ ていないという実態が明らかになりました。そのため、実際 にどのように対応するかを事前に定め、職員間で共有するこ とが重要であると考え、精神障害者のクライシスプランが参 考になることを示しました。

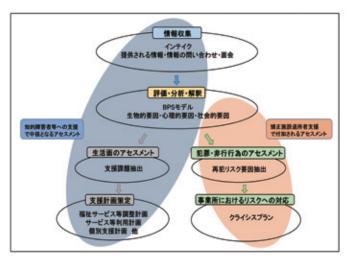


図2 矯正施設退所者へのアセスメントのフローチャート

Ⅳ. 矯正施設退所から地域生活継続までの時間経 過から見た福祉との繋がりと住まいの変遷

平成 22~27年度の研究結果から、知的障害のある犯罪 行為者が、矯正施設退所の準備期から地域生活継続期に至る までの間、福祉の支援はひとつの組織・事業所が担うのでは なく、ネットワークにおいて複数がリレー形式に支援を継続 していくことが重要であることが分かってきました。そこで 平成 28 年度は、矯正施設退所準備期から現在までの時間経 過を軸に、その時々に福祉との繋がりと住まいが、どのよう に移り変わっていったのか、その変遷と実態を明らかにする ことを目的に、当事者が福祉に繋がる過程のヒアリング調査 と、帰住先から現在までの住まいの変遷のアンケート調査を 実施することとしました (現在進行中)。

平成 28 年度調査

矯正施設を退所した知的障害者等の福祉との繋がりに係わるヒアリング調査		
手 法	ヒアリング(訪問)	
対 象	知的障害のある犯罪行為者(当事者)	
目的	退所(釈放)準備期から現在までの福祉との繋がり	
情報源	ヒアリング3名	
矯正施設:	を退所した知的障害者等の住まいの変遷の実態調査	
手 法	アンケート(郵送)	
対 象	地域生活定着支援センター	
目的	矯正施設退所後の住まいの変遷	
情報源	36 センター (回収率 75.0%)	

V. 点の視点から線の視点へ(今後の研究課題)

平成 22 ~ 27 年度までは、障害者支援施設や相談支援事 業所といった特定の支援機関に対して実態調査を行ってきま した。その背景には、「地域生活定着支援事業」が平成21年 度から始まったため、先行する調査研究がなく、現状を把握 するための基礎データの集積が、のぞみの園の責務という思 いがありました。

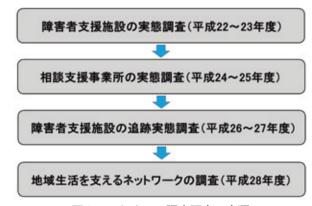


図3 これまでの調査研究の変遷

今後は、平成28年度の調査研究と同様に、これまでの調 査研究の結果を踏まえ、矯正施設退所者のライフストーリー に着目するとともに、切れ目のない支援のリレーション全体 を俯瞰して調査研究を行い、基礎研究と平行して多角的な視 点から、矯正施設退所者の支援の在り方を探っていくことが、 ますます重要になってきたと考えています。

これまでの調査研究にご協力いただいた皆様には感謝する と共に、今後も引き続きのご協力をお願い申しあげます。

平成28年度 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した 知的障害者等の支援に関する研修会を開催しました

地域支援部社会生活支援課支援調整役 **関□ 清美**

I. 福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の 地域生活支援を行う施設職員等研修会〈中央研修会〉

◆参加状況

当法人では、平成23年度より、矯正施設を退所した知的障害者などに対して地域生活支援を行うため、その中心的な役割を担う職員を養成するための研修会〈中央研修会〉を開催しています。今年度は広島会場(9月1日~2日)、東京会場(9月12日~13日)の2か所で開催し、38都道府県の方が参加し、広島会場71名、東京会場68名、合計139名の方が修了しました。

毎年、各都道府県の地域生活定着支援センターの方々や障害福祉関係者が多く参加されます。今年度は少年院・刑務所・保護観察所や弁護士など司法関係者の参加が約2割あることが特徴的でした。

◆本研修の構成と目的

本研修は、基本的な理解と知識、アセスメント技術と支援機関の連携について取扱い、一昨年度より基本的な知識と理解の講義内容と演習のつながりを意識した構成になっています。特に、心理的視点からみた利用者支援の講義は、福祉的支援の裏づけとして参加者から好評です。演習については、①~③の演習のうち、演習②③では同じ事例を使用し、講義においても、演習②③で使用する事例をもとに、押さえていただきたいポイントをお伝えしました。

◆受講者の評価

研修会修3者の97%の方にアンケートを提出していただき、研修全体について70%を超える方に「満足した」と回答いただき、「満足した」・「やや満足した」の合計では、95%の評価をいただきました。

研修プログラム内容については80%が満足と回答いただきましたが、プログラム数については半数が「良い」半数が「多い」との回答でありました。昨年度までは研修会を3日間で行っていましたが、今年度は参加しやすいようにと2日間で行ったことについては、賛否両論でありました。

また、会場の設定については、交通の便が良い場所にして欲しいとの意見が出されました。

これらのご意見を参考に、来年度もより効果的な研修会にしていきたいと思います。

中央研修会の構成

中央町修会の構成		
項 目	目的	
講義 I 矯正・更生保護行政の概要	矯正・更生保護行政の基本的な概要 を理解する	
講義II 厚生労働省の取り組み	福祉のサービスを必要とする罪を犯 した知的障害者等に関する厚生労働 省所管の政策の概要を理解する	
講義III 知的障害と犯罪行為	知的障害のある犯罪行為者への障害 福祉領域における支援について、基 本となる知識を習得する	
講義IV 支援につながる心理学	受講者が自分自身の日々の支援実践 に活かすことができる心理学の知見 を得る	
講義 V 支援関係の構築 I - 支援対象者の理解	支援対象者をより客観的に理解する ために有用な知識・視点を習得する	
講義VI 支援関係の構築 II - 支援関係の形成	支援対象者と支援者のあいだに良好 な関係性を形成・維持するための方 策について理解を深める	
【演習①】 本人理解と支援関係の構築	「簡単に支援を受け入れられない、揺れ動く気持ち」をもつ支援対象者と の面接を体験する	
講義VII アセスメント	知的障害のある犯罪行為者への支援 の初期段階でのアセスメントについ ての理解を深め、分析視点を修得す る	
【演習②】 包括的アセスメント		
講義VIII 地域における支援	地域での生活開始後、支援対象者の 犯罪行為が再発した際の捜査・裁判 段階での対応の基本について理解す る	
講義IX 多機関連携による支援の 実際	地域での生活開始後、新たな問題が 発生した際の多機関・多職種の連携 による対応・支援の実際についての	
【演習③】 多機関・多職種連携	理解を深め、発生原因の分析と対応 方法を習得する	
発表・コメント/まとめ	本件研修のねらいと構成を再確認 し、各講義・演習で学んだ内容を関 連づけて理解する	

Ⅱ. 非行・犯罪行為に至った知的障害者を 支援し続けるための双方向参加型研修会

◆参加状況

双方向参加型研修会は、今年度で3年度目となります。非行・犯罪行為に至った知的障害者の支援は、支援者が日々奮闘し試行錯誤を重ねている状況にあり、支援者自身も悩みを抱え込みがちです。そのため、この領域の実践に関連する課題について、参加者の方とともに考え、学び、交流することを目指しています。

これまで、1日間で開催していたものを、今年度は12月 2日~3日の2日間の日程で開催し、36都道府県から法人 関係者を含め155名の方が参加されました。

◆研修プログラム

第1日目 午前	基礎講座 福祉 基礎講座 司法	同時開催
	ポスター発表	
第1日目 午後	基調講演 「福祉による支援と当時者~『本人のため』の2つの場合」 シンポジウム 「福祉的支援における連携とは」	
第2日目 午前午後	第1分科会 離脱 第2分科会 連携 第3分科会 窃盗 第4分科会 地域 第5分科会 本人	

◆研修会の様子

第1日目

基礎講座・ポスター発表

福祉関係者向けに「刑事司法」の基礎講座を、司法関係者向けに「福祉」の基礎講座を開催しました。刑事司法の基礎講座では、刑事司法のシステムや手続きだけでなく、再犯防止を求められる「福祉」の役割と自立性について考えさせられる内容でした。ポスター発表会場では、先駆的な取組みを行っている5つの団体から発表がありました。

基調講演

刑事司法と福祉の連携が急速に進む中で、刑事司法と社会福祉の関係、当事者本人による意思決定と動機づけ、福祉機関の役割、新たなラベリングと対象者の理解の仕方について講義が行われた。本人からみた「自分のため」と他者からみた「その人のため」が関係者間で混同されており、意思決定支援のポイントは本人との対話にあること、選択肢を提示するのではなく、決定に至る過程を支援することが示されまし

た。最後に支援対象者を「犯罪をした障害者・高齢者」とラベリングするのではなく、犯罪に至った原因に着目し「多様で複雑化した生活上のニーズをもつ人」と理解することが提示されました。

シンポジウム

医師、弁護士、地域生活定着支援センターのしくみづくりを進めた立場から、それぞれの活動の紹介と事例が報告されました。刑法犯は減っているが、心のケアが必要で複雑な支援が必要な少年が増えていること、そもそも司法領域に来る人ではないのではないか、生活困窮者支援ではないかなどの課題が提起されました。

多機関で支援するためにアセスメントを共有することが重要、支援を継続するためにマンパワーが必要であり、障害者相談支援の計画相談だけでなく移行支援や定着支援を活用していくこと等、活発な意見が交わされました。



第2日目

分科会

- ・第1分科会 事例検討を通して、生活の質の向上とリスク への対応の双方を意識して非行・犯罪からの「離脱」の過程を支援することについて共に考えました。
- ・第2分科会 保護観察と福祉の連携について、事例検討を 通して共に考え、活発に議論しました。
- ・第3分科会 知的障害のある人の言語理解や対人スキルに 焦点をあてて、窃盗問題を抱えた人へのアプローチをレク チャーするとともに、グループワークを行いました。
- ・第4分科会 地域生活を支援するうえで困っていることに 焦点をあて、小グループで事例検討を通して議論しました。
- ・第5分科会 当時者3名と支援者から直接話を聴くことで、当事者にどのように転機が訪れたのか、支援者と当事者との関係性の構築について考えるとともに、当事者の会についても教えていただきました。

◆参加者の評価

92名の方からアンケートを提出していただき、A(満足)、B(やや満足)、C(ふつう)、D(やや不満足)、E(不満足)の5項目で、65%の方にA項目に回答いただき、A・B項目の合計で90%の評価をいただきました。

I. はじめに

支援を提供する際、先ず個人資料や記録、支援者の引き継ぎなど、様々な方法で情報を集めます。しかしそれだけで、その人(利用者)の人生や人柄をしっかりと理解することは難しい、と感じていました。そこで私たちは、「文章や絵、写真、映像など、本人が理解できるツールを使い支援者と一緒に作成した自分史を通して、「自分とは」を知るだけでなく、利用者をより深く正確に知るための、支援者の新たな引き継ぎツールとしても有効的に機能する」といわれているライフストーリーワークに着目しました。

Ⅱ. 方法

研究方法: Helen Hewittの著書を基に、①情報収集、②ワーク方法の選定(計画)、③実践、④結果の考察、を行いました。その際、コミュニケーションのレベルや知的障害の程度などを考慮し、利用者をワークの中心に据え、各段階で参加できるよう配慮しました(図)。

実施期間: ①情報収集を平成28年2月から5月の期間で 実施し、②ワーク方法の選定(計画)と、③ワークの実践 を同年4月から7月の期間で行いました。

利用者の選定: 参考文献内に事例がない、高齢のAさんと Bさん(知的障害の程度は中・重度)、自閉症と最重度知 的障害があるCさん、重度知的障害と全盲のDさん、計4 名の利用者に協力いただきました(所属寮の利用者)。

考察の視点: ①支援者は利用者をより深く、正確に知ることに繋がるか、②周囲で実践を見ていた支援者の、利用者理解の意識に変化が生じるか、③中年期、高齢期の重度知的障害がある方が、過去を振り返ることに繋がるか、の3点を、考察の視点としました。

Ⅲ. 結果

桑原さやか

本来は4人全ての結果を紹介すべきだが、誌面上の関係で、 Bさんのライフストーリーワークを中心に、結果をご紹介します。

Bさん

■80代男性(Bさん) ■障害支援区分6

四方田武瑠

■診断名:知的障害

- ■コミュニケーション: 左耳が慢性中耳炎のため、良く聞 こえていない。しかし、右耳は聞こえているため、支援員か らの言葉掛けには反応、理解もできている。ただし、(左耳 が聞こえにくいため)、B さんからは大きな声で話をする。
- ■好きな物・事・人: 大工、タバコ、焼き肉、ラーメン、お酒、 女性(特に外国の女性)
- □生活歴の概要: 40 代の時、当法人入所。 ※それ以前は他施設に入居しながら、土木関係の仕事を手伝う。

【Assessment:事前評価・課題の分析】

日中活動で、お風呂場などで使用するマットの制作を行っている。土日は寮の中庭で趣味の大工仕事を行い、木箱の制作を行っている。外出や行事に参加することを楽しみにしているが、日中活動や外出に参加したことをBさんと支援者とで話したり、振り返ったりする機会は少ない。

【Plan:計画】①情報収集、②ワークの実践

① **書字・園内のアルバムを確認 ■普段の生活場面を撮影** ※両親は他界。過去の記録や写真などは残っていない。

プランA) Bさんが作成した木箱に、支援者と一緒に写真 を貼る。また箱の中にアルバムを入れる。 プランB) Bさんと一緒に木箱(メモリーボックス)を見る。

①情報収集

- 利用している寮で利用者に関する資料を探す。
- 保護者からアルバム等の資料を提供してもらう。
- ・法人内の倉庫などから、資料や写真などを探す
- 関係職員に、利用者の好きな物や過去のエピ ソードを聞く。

②ワーク方法の選定(画)

好みやニード、理解力にあわせ、ワーク内容を決定。 例) ポスター、アルバム、メモリー**ックス、レコーダー (音声)、映像(PC)、など、様々。

ワーク方法決定後、具体的な方法を計画する。 利用者が参加しやすいよう工夫する。

③実践

利用者の体調や状況に配慮しながら、ワークの実践を行う。その際、あまり反応がなかった場合でも、 取り組む時間を変えたり、あるいは反応が見られなかった場面と異なる環境で行うなど、利用者が集中できるよう、意識が向くように行う。

- □ 利用者自身がライフストーリーブックに何を含みたいのかを議論し、決定。
- □ 自らの思いを言語で伝えることが難しい場合、身体的に表す感情的な反応 (表情や動き) を参考に、ライフストーリーワークに含みたい内容を決定。

図 本研究におけるライフストーリーワークの実践方法(概略図)

情報収集、アセスメントからBさんが興味を持って取り組め そうな、2つのワークを計画しました。

【Do:実践】

情報収集を平成 28 年3月1日~11 日の期間で、ワークの 実践を同年3月12日~3月19日の期間で実施しました。本 人から同意をいただき、ワーク中時や完成したメモリーボック スを見ている様子など、いくつか写真を撮影しました。ここで はその内の3枚を、以下に紹介します。







- ①趣味の大工仕事で木箱を 作るBさん
- ②木箱内に入れたアルバム を見ている様子
- ③メモリーボックスを嬉し そうに見せるBさん

【Check:評価】

木箱を使ったメモリーボックスを作成したBさんは、完成をと ても喜んでいました。支援者や実習生に見せて会話を楽しんだり、 過去の写真を見て「懐かしいな~」、「またここ行くか!」など、 懐かしんだりする様子が見られました。その様子を周囲で見てい た支援者からは「わかりやすくて良いと思う」、「嬉しそうにして いたよ」といった発言が多数聞かれました。また一緒にワークを 行った支援者は、過去の写真やワークを通じてBさんと関わる中 で、以前の様子を文章ではなく目で見て知ることができ、よりB さんへの理解が深まりました。ただ、幼少期や当法人入所までの 昔の写真はほとんど残っておらず、改めて、日頃からの情報収集 や思い出の積み重ねが欠かせないと感じました。

Aさん、Cさん、Dさんの実践結果についても、少しだけ ご紹介を…。Aさんは、大好きな人や物の写真などをポスター のように壁面に貼り、支援者や実習生を自室に招いては、一 緒に過ごす時間を楽しんでいます。Cさんは、当初寮の支援

者全員、映像を見て楽しむ 姿は誰一人想像もしていま せんでした。Cさんのこと を知る中で、新たな気づき や発見がありました。Dさ んは全盲であることから、 嗅覚や聴覚を使ったワーク を実践しました。



④ポスター Type の完成品 を見て笑顔のAさん



⑤大好きな母親や外出時の 映像を見て微笑むCさん



⑥音声記録を聞きながら、支 援者からの質問にも答え るDさん

Ⅳ. 考察

①支援者は利用者をより深く、正確に知ることに繋がるか?

- □既存の引継ぎ資料では見ることが少ない、過去の様子や生育 史から利用者をより深く理解することに繋がる。
- □保護者の愛情や想いを、今まで以上に実感することができる。

②周囲で実践を見ていた支援者の、利用者理解の意識に変化が生じるか?

- □直接ワークを行った支援者と、そうでない支援者とでは、新 たに得られる利用者の情報量に差がある。
- □ただし共有化の仕方によって、理解度は変わると推測される。

③中年期、高齢期の重度知的障害がある方が、過去を振り返ることに繋がるか?

□本研究では4名中1名は、過去を懐かしむ反応が見られた。 ただし、知的障害が重度、最重度の方でも、ワークを通して 笑顔が見られたことから、利用者が理解しやすい方法で、大 切な思い出を丁寧に残し、提供することが重要と考えられた。

その他、ワーク実践中に保護者から「あなたといる時、あ の子の笑顔が増えた」と言われることがありました。ライフ ストーリーワークを行う中で、利用者を理解しようとし、そ して利用者が主体となる時間をしっかりと持つことで、利用 者や保護者にとって信頼と安心を感じられ、より良い関係性 の構築につながったと考えられます。

おわりに

本研究を通し、普段から利用者が理解可能な方法で記録を 残し、定期的にまとめておくことで、利用者にとってはこれ までの自分史を理解することに繋がり、支援者にとっては利 用者の生活史を理解することに繋がると考えられます。また 私たち支援者は、今の生活だけを支えるのではなく、その人 の人生を支え引き継いでいくこと、「記憶への支援」も大切 な支援の一つであることを実感しました。

きっと、利用者をしっかりと理解しようとする気持ちと理 解できるように工夫すること、そしてそうした取り組みを継 続して行うことで、利用者や支援者にとって本当に意味のあ るライフストーリーワークになるのだと思います。

参考文献

2006, Life story books for people with learning disabilities a practical guide, BILD

重度の障害者の地域生活を支える制度について -重度障害者等包括支援事業の現状と課題-

研究部長 志智 利—

I. 重度障害者の地域生活の在り方を考える

のぞみの園では、今年度、厚生労働科学研究費補助金を 受けて「障害者福祉施設及びグループホーム利用者の実態 把握、利用の在り方に関する研究」を行っています。その一 環として、重度障害者の地域生活の在り方について、全国の 様々な実践事例を収集しており、同時に、重度障害者等包括 支援事業(以下「重度包括」と言う)の実態と対象者の状態 像についても調査しています。

Ⅱ. 重度包括とは

重度包括とは、介護の必要性がとても高い人に、居宅介護 等複数のサービスを包括的に行うものです。

心身の状態の変化などに合わせ、臨機応変に複数のサー ビスの組み合わせが求められる重度の障害者がいます。しか し、障害福祉サービスの利用手順は、通常、必要とするサー ビスの組み合わせを事前に計画し、あらかじめ各サービスの 支給決定が行われている必要があります。つまり、緊急ある いは短期間に状態像やニーズが変化する人には、対応が難し くなります。そこで、ある個人のサービス提供全体の責任を 重度包括事業者が負うことで、支給の変更手続きを経ること なく、重度障害者の地域生活のニーズに柔軟に対応できるこ とが、この事業の大きな特徴です。また、障害者の状況に応 じ、必要な場所に(資格要件が問われない) 重度包括スタッ フを提供し、きめの細かなサービス提供を可能にしていま

なお重度包括の対象は、厳格な基準があり、概ね下図の3 類型のどれかに該当する必要があります。

Ⅲ. 重度包括の現状と課題

障害者自立支援法が施行された平成18年から、重度包括が スタートしています。当時から現在に至るまで、1カ月の利 用実績は全国で20人台前半から30人台後半の範囲で推移し ています(平成27年9月は9事業所で29人が利用)。この 間に、厚生労働省では、訪問系サービスの適切な運用に関す る通知の発出や障害者総合福祉推進事業などでモデル事業を 実施しているが、利用拡大には繋がりませんでした。また、 Ⅱ類型(重症心身障害等)とⅢ類型(強度行動障害)といっ た、意思決定に慎重な配慮を必要とする人だけが、重度包括 を利用しています。

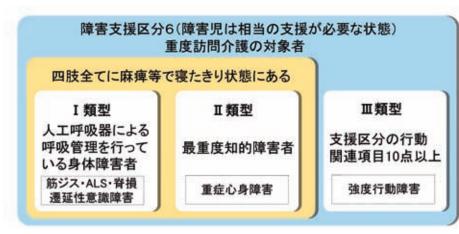
現在、重度包括を実施している事業所は、障害者自立支援 法が施行される時点で「地域に重度障害者を支えるサービス が不足している」と判断し開始した事業所、自立支援法施行 後に新規の事業立ち上げ段階で「重度包括の実施を自治体か ら提案」された事業所のどちらかに分けられます。ただし、 どの事業所も、重度包括を運営する上での共通した困難さを 抱えています。

(1) 自立支援給付等の改訂に取り残される

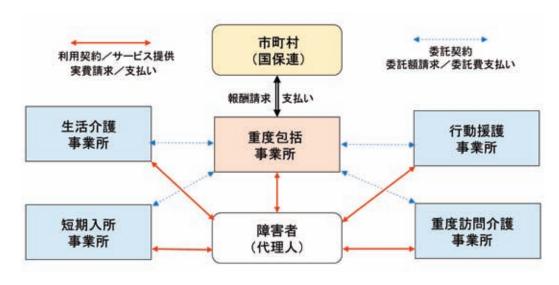
重度包括は、現在も「重度障害者等包括支援の取扱につい て」(平成18年9月27日通事務連絡)に概ね則り事務処理 が行われています。一方、他の自立支援給付等は、現在に至 るまで何度も制度や運用の改正が行われていました。例え ば、当初は行動援護の支給時間が今より短く(1日上限5時 間)、また強度行動障害は重度訪問介護の利用ができません でした。共同生活援助の体験利用の支給も変わった。報酬改

> 定においても、例えば、共同生活援 助における夜間支援等体制加算や重 度障害者支援加算の増額により、重 度包括の基準単価との格差は大きく 広がっていました。これ以外にも、 重度障害者が利用できるサービスの 拡大、報酬単価の改定により、重度 包括のメリットが10年間でほぼ無く なってきています。

> また、平成27年度より、相談支 援専門員などが作成するサービス等 利用計画が必須となりました。重度 包括は、そもそも重度障害者の多様



重度障害者等包括支援事業の対象者の3類型



重度障害者等包括支援事業の複雑な事務処理の一例

(2) 包括の理念と複雑な事務

例えば、ある障害者が、重度包括のプランに則り生活介護や行動援護、重度訪問介護、短期入所の4つの事業所を活用する場合、重度包括はもちろんのこと、その他4つの事業所と個別に利用契約を締結する必要があります(すべての事業を包括した一括契約は困難)。そして、重度包括は、この4つの事業所と委託契約を締結し、利用実績に応じて費用を支払います。つまり、実際にサービス提供を行った事業所は、サービスなど利用契約に基づいた個別支援計画等を作成し、サービスの実績記録を元に請求書類を作成し、市町村(国保連)ではなく重度包括事業所に請求を行うことになります。そして、通常の事務とは異なる、右上図のような複雑な仕組みを、利用者や事業者に説明し理解を求める役割は、重度包括のサービス提供責任者が事実上担うことになります。

重度包括が市町村(国保連)に月々の実績に応じた報酬請求を行う際にも、複雑な事務処理が必要です。重度包括が行う請求事務の流れを簡略化して紹介すると、①支給決定プランを参考に週単位の標準的な利用計画を作成、②利用計画から日中・夜間、時間数など基準に沿った週単位数を算出、③週単位数を7で割り1日の単位数を算出、④1日の単位数に当該月の日数を乗じて月の単位数を算出、⑤月の実績が支給決定プランの95%以上であれば月の単位数を95%未満の場合は95%を乗じた報酬額の請求を行うことになります(2カ月限定)。実際には、②の週単位数作成において、時間帯ごとの職員配置数、処遇改善加算等の計算が必要になる。また、重度包括の報酬単価は、他の事業所の報酬単価より下回るものが存在しており(報酬単価改訂や新たに創設された加算などの影響)、外部委託事業所との委託単価設定についても難しい調整が必要になります。

Ⅳ. 地域生活を支える取り組みと重度包括

現状の重度包括の仕組みには多くの課題があります。しかし、緊急あるいは短期間に状態像やニーズが変化する重度障害者は存在しており、日中・居住・居宅サービスなどを組み合わせ、地域生活を支える重度包括の理念は、今も色あせていません。現行の重度包括事業所は、制度・運用の大規模改正により、当初の理念の実現を希望しています。

最後に、重度包括の対象者像についても考察します。例えば、大島の分類1~4(立位困難で重度知的障害)に相当する在宅の重症心身障害児者が、主に介護を担っている親の傷病などにより数ヶ月から半年程度の緊急対応を必要とした場合、現在通っている生活介護を中断し、障害者支援施設の入所や病院の入院以外に選択肢は無いのでしょうか。環境の急激な変化に伴う心身の健康リスクが大きい重症心身障害児者にとって、日中活動等の変化を最小限に、段階的で包括的な支援を行うことは大切です。また、II類型の要件に「寝返りできない」があります。寝返りができても「座位を保てない」人と支援の必要度に大きな違いがあるのでしょうか。いくつもの事業所から疑問の声が上がっています。この基準は共同生活援助の重度障害者支援加算にも影響します。

また、強度行動障害ゆえに在宅生活の継続が困難になり、さらに障害者支援施設などの受け入れを拒否され、精神科病院に保護入院している人に対して、新たな選択肢が提供できるのではないでしょうか。措置の時代に自閉症児施設において3カ月単位の訓練・緊急入所を行い一定の成果をあげていた事例があります。また、最近福岡市において、共同生活援助を中心に、同様の短期間の生活立て直しモデルプログラムが実施されています。緊急あるいは短期間に状態像やニーズが変化する重度障害者への包括的な支援の在り方について、抜本的な検討が必要だと考えられます。

臨床の現

こども臨床の日常より

診療部長 有賀 道生

I. 発達障害「ブーム」?

確かに、今までみたことのない理解不能な行動の多くは発達障害特性に由来する…っていう安直かつ偏向な判断が医療現場でも多くなっているのは否めない。「よく分からない現象」は全て発達障害に起因しているのか?そうではないでしょう。でも、不登校=発達障害、って認識されている教育現場もあるくらい、相変わらずの発達障害ブーム、困ったものだ。どうしたらいいのだろう、正直よく分からなくなる。

Ⅱ. こころの貯蓄

こどもの診察において、ざっくりとした診療計画は常に 小・中学校のトータル9年間で考えるようにしている。

当然なのだが、小1~3年までの3年間と、中学校生活3年間は等価ではない。特に中学校生活の3年間、いわゆる思春期は「こころの貯蓄」が激しく消費される時期であり、いかに負債を抱えずに生活を送れるかどうかが肝要となる。フルマラソンの最初の10kmと最後の10kmは全く違ったものであるのと似ている気もする。

「こころの貯蓄」とは、承認欲求の充足度とみなしてよい。 ちなみに「中2病」とは、この貯蓄が枯渇しかけたときにやってくる自己防衛・対処行動かもしれない。

というわけで、背伸びしなければ乗り越えられない時期が、義務教育の終盤にやってくることは明らかであり、義務教育の序盤でいかにこの貯蓄をするかどうかが鍵となる。したがって「将来困らないように小学生の低学年のうちからしっかりと厳しく……」という指導方針は、こどもの健康維持という観点からは誤りである。

貯蓄が少ないまま小学校を卒業したためか、中学校入学後のGW明けに突如不登校になるこどもたち、借金生活が始まってしまうのである。貯蓄に傾くような契機はほとんどないまま、呆然と日々を送るしかない。

発達障害のあるこどもたちは、相変わらずこの「こころ

の貯蓄」がされにくいようだ。借金ギリギリのところで先 へ進まねばならないことも多々ある。私がみる特別支援教 育に、この貯蓄をさせてあげられる内容が如何ほどあるの か、ふと心配になるのである。

Ⅲ.「また行きたいな」

こどもたち一人ひとりの診察をしながら常々考えることは、診療所が障害のあるこどもたちにとって「来なければいけない場所」ではなく、「来たい場所」にしたいと思っている。

そして、私の構えとしては、治そうとか教えようではなく、 短い時間ではあるけれど、こどもやその親とおしゃべりを 楽しもう、それでいいのではないかと最近特に感じている。 特に、こどもたちにとってのつまらない話は極力しないよ うに心がけたい。障害のある子は往々にして家庭や学校な どで日常たっぷりつまらない話を聞かされているだろうし、 そしてそんな環境にずっと置いておいたらつまらないこと ばかり言う人に育っていってしまう。

それでも人は皆、教えたがりなのです。

Ⅳ. 援助希求

10月に岡山で開催された児童青年精神医学会総会に出席し、シンポジウム「若者の自殺予防」を拝聴した。援助希求、相談~つなぐこと、様々なキーワードがあがる。

さて、援助側はそれぞれの「肩書き」があるわけで、多くはその肩書きに沿った援助をしようとする。医師は治そうとするし、教員は教えようとするし、親はしつけようとするし…である。悩みを抱え続けている若者は、相談をしても相手の肩書き通りに対話が展開されることをわかっているのだろう。ある若者が「落としどころありきの話などしても無駄でしょ」と私に話してきたのを思い出す。若者がもっとも相談をしている相手が「友達」であるというのは、落としどころない対話が流れ続け、つながっているという

カシ

実感を持ちやすいからかもしれない。そんなことを考えた 貴重なシンポジウムであった。

V. がまんとは

「がまんさせることも今後のことを考えると必要な教育だ と思いますが」

と語る教員へ物申したい。

がまんとは本来他者が無理やりさせるものではありませ ん。本人が、確かにそうだよな、今それをしなくてはいけ ないな、という気づきからの自発的な行為のことです。そ して、その自発性を育てることこそ真に必要な教育だと思 いますよ。宜しくお願いします。

VI. 空気は「作る」もの!?

ADHD タイプのこどもたち (おとなもそうですが)にお いて、行動をよく観察すると空気が読めないのではなくて 「空気は自分が作るぜ!だから皆それを吸えよ!」という感 じにみえますね。

Ⅵ. 励まされたある日

ある日の外来診察で、1人の青年の診察の番となった。夕 方は中高生の診察で混雑する時間帯であり、予約時間どお りにすすまないことも多々ある。この日もまさにそうであっ た。その青年は診察室に入るなり「あ~今日も待ったなあ ~きつかったなあ」とつぶやく。私は「ごめんね、待たせ ちゃって」と謝罪した。その後である。

「でもさ、昔の俺みたいな小学生がたくさん先生のところ にきてるんだね。大変っすねお疲れさま!!俺は大丈夫だ から先生も頑張りな!」

その青年は、確かに小学生の頃は全く待つことができず 待合で暴れていたような子だった。このようなことを言う なんて、当時は想像もつかなかった。

色んな感情が満ち溢れウルッときてしまいそうなのをこ らえ、私は

「おう!君も頑張れ!」と一言だけ、声をかけるのがやっ とであった。

垭. 発達障害と就労支援

発達障害当事者の就労支援について、診察時に実践的な ことを教えていかねばならないことが増えてきた。たとえ ば、

- 1. クビになってしまった後の得ある行動
- 2. 上司から叱られてしまった日でも眠れるようにするコツ
- 3. よく分からないアダ名を付けられてしまった時の返答
- 4. 自分が新人に「教える」立場になった時の振舞い方
- 5. 職場で好きな異性と交際するようになり、その際のア フター5の過ごし方
- 6. 同僚から飲み会への誘い、途中で帰りたくなったとき

など。とりあえずまずは、労働してお金を稼げた経験を してほしい。

IX. ハードル走

ハードル走、頑張ろう。

「この高さなら飛べるぜ!あと1台…」

「楽に飛べてるから高さをあげましょう」

「うわーぁガシャーン!転倒!大ケガ!」

この台数なら飛べるぜ!あと1台…」

「楽に飛べてるからもう1台増やしちゃいましょう」

「うわーぁガシャーン!転倒!大ケガ!」

高さと台数をセットしたら、ゴールまでそれを変えない こと。

これは、学校教育や子育ての話。折角何かを成し遂げよ うとしている間際で計画を急に変更したらいけません。結 果を出せずに終わり、やがてやる気を削がれ、最終的に何 事も回避するようになってしまう。 ごぉ ----る!! まで 見守ろう。

X. 不登校の心境

不登校になっているこどもたちに対する周囲からの「つ らかったら学校に行かなくてもいいから」というメッセー ジの受信に対する反応は

「とりあえずよかった ... でもやっぱり落ち着かないどお しよどおしよどおしよあああああああーー! なにすればい いのわかんないわかんないわかんないああー何かもやもや イライライライラなんなんだよ!」

って感じなのかな。体は休まってもこころはずっと休ま らないまま。



共に生きる

しいたけが高評価!

地域支援部就労·活動支援課長 新井 邦彦

I. はじめに

当法人、就労継続支援B型「ふぁいと」(以下「ふぁいと」と言う)では、平成19年より本格的な椎茸栽培を開始し、今では年間約23トンの収穫を得るまでになりました。しかし、その道のりはとても険しいものでした。平成元年より、菌床椎茸栽培を行っていましが、その当時の栽培方法は、一般的なハウス栽培で収穫時期が、11月頃から3月頃まで約4ヶ月間でした。その後、平成18年度施設整備費補助金を活用して通年で収穫できるように今までの設備を一新し、平成22年10月「ふぁいと」の開所となりました。主な変更内容は、殺菌釜が常圧殺菌から高圧殺菌に変更され、殺菌時間が、12時間から5時間に短縮しました。接種では、ビニールで囲った簡易的な無菌室で、一つひとつ職員が手作業で専用のスプーンを使用して接種していたが、無菌室を常設し、接種作業も機械化され、無菌状態の接種が可能となり、雑菌の混入がほとんどなくなりました。培養室も、職員の手作業による温度管理から、コンピューターによる



空調管理ができるようになり、気温、湿度、炭酸ガス濃度を常に管理できる状態となりました。発生ハウスも、暖房設備だけだったが、冷暖房を完備したハウスにすることで、通年を通して収穫することが可能となり、一連の生産体制が整備したが、それらの設備を使いこなすことができなく、予定収穫量にはとても届かない収穫状況にあり、様々な面で失敗の連続でありました。通年栽培になったことから、特に夏期時期の収穫では、今までの経験が全くと言っていいほど役に立たないとと共に、設備に頼りすぎ、基本をおろそかにしてしまった結果、生産量、売上げ共に良い方向に向かわず、椎茸生産は、先が見えない状況になってしまいました。

Ⅱ. 基本から学ぶ

椎茸が発生する環境(好む環境)を御存じですか?椎茸は日中の寒暖差を10℃~12℃とし、最低・最高温度を6時間維持させ、湿度は平均70%に維持した環境を好みますが、最低気温が10℃を下回ると、菌の活動が鈍り、最高気温が30℃以上になると弱ってしまいます。そのため、高温期は、日中28℃、夜間20℃以下で管理し、低温期には、温度不足になりがちなため発生温度に注意しながら、日中22℃、夜間10℃~15℃で栽培をしています。また、群馬県は、「上州からっ風」が有名で冬は乾燥した北風「赤城おろし」が吹くので、湿度を維持するために、こまめに床を濡らし、常に床が湿った状態を保つことで平均70%の湿度を維持しています。その他にも、菌床作りの際の含水量や菌床培養中の温度、湿度に加え、炭酸ガス濃度、一次発生後の浸水時の水温などに注意が必要となります。

平成19年当時の椎茸の生産量は、約6トンでしたが、現在では、約23トンの生産量となり、約4倍となっています。 当時と比べ、設備の増築などで、生産規模の拡充はあったが、発生ハウスについては、当時と同じ規模での栽培となっていますが、なぜこれだけの収穫量の違いがあるのか?その原因を一言で述べれば、「基本に欠けていたところがあった」この一言に尽きると思います。平成19年当時の栽培では、空調管理ができなかったため、こまめな気温や湿度の 確認を行っていたのに対し、空調管理ができたことで、自動で行われる空調に頼りすぎ、ハウスの温度調整に使う、寒冷紗や遮光シートを全く使用していませんでした。結果、夏場はハウス内の温度が高温となったり、冬場は、低温になったり、寒暖差がつかなかったり、湿度についても、タイマーで散水されるので、湿度の確認をせず、ハウスのカーテンを長時間開けてしまうこともありました。その他にも、細かい点で、基本に欠け自己流の栽培方法になってしまい、結果として、茸が発生しやすい環境を作ることができていませんでした。そこで、生産量の向上のため、平成23年、「基本を学び、基本通りにする」を合い言葉に生産企業の社員の方や県のきのこ研究員、大学の先生などの専門家をお招きして、ハウス管理のノウハウはじめ、害虫対策、保冷対策などを何度も講習会や勉強会を開いて改善してきました。また、椎茸栽培方法だけにとどまらず、ハウスの立地条件、周辺環境まで細部にわたり調査して頂き適切なアドバイスをいただきました。毎年夏期時期に発生する害虫の発生予防方法は、その原因がわかったことで、害虫の発生を最小限に抑えることができました。その他にも、販売時使用するビニール袋やラップの種類まで教えていただきました。ノウハウを身につけることができましたが、そのことを実践することが大切となり、この点について、責任を持ち実行していただいたのが、「ふぁいと」開所時から勤務することになった職員の内の4名の方々です。この方々は、椎茸の出荷から製造、菌床管理と茸栽培の中心的作業を担当としています。その方々が、責任を持ち、細かな情報まで共有する事で、短期間で改善を図ることができました。

発生ハウス内の環境が整えば、椎茸も正直な物で発生も多くなり、順調に収穫量を上げることができました。

Ⅲ. しいたけの評価

以前から、地元のスーパーでのお客様の声では、「のぞみさんのしいたけは、肉厚で美味しいよね」と言われていました。また、生産農家さんからは、「素人が作っているのだからこれだけできれば上等だよ」と言われ、正直私たちはある意味評価されていると思っていましたが、一方では、プロの目から見ると「品質的には今ひとつ」と言うことでした。品質向上の証として、毎年開催されている「群馬きのこ品評会」への出品を重ねていましたが、長年受賞することができずに、銅賞を得るのがやっとでした。しかし、平成28年1月に開催された品評会で念願だった「金賞」を受賞することができ、また、主催者からも、「生産者名を伏せた中での審査なので、本当に良い物を生産していることですよ」と言われ、私達が栽培した椎茸が大きく評価されるものとなりました。そこで、販路拡大のため、各企業へ連絡とり、商品を手に営業活動を行ってまいりましたが、「現在取引している業者がいるので…」と言われ断られ続けていました。しかし、金賞受賞で品質の保証がされたことに併せて、東京の高級焼肉店「叙々苑」への出荷が決まり、週2回出荷(A級・Mサイズ・8個入り・100pc)することができました。また、今まで販売を断られ続けていました、高崎市内の有名デパートでの販売も、先方から連絡をいただき、定期的な出荷がスタートしました。

IV. おわりに

「ふぁいと」で生産された椎茸は、各方面から高評価を得ることができ、高級焼肉店「叙々苑」への出荷へと繋がりました。また、高崎市内の有名デパートへの出荷も行えることとなり、私たちが思う以上にその反響は大きかったように思えます。販路の拡大についても先方から連絡がいただけるようになり、売上げ増に結びついています。今後は、高品質の椎茸を継続して生産し続けること、消費者のニーズに答えられるように、生産量増に努めることに尽きます。「基本を忘れない、発生異常時は、基本の再確認」をモットーに良質な椎茸生産に努めていきたいと思います。また、平成29年1月には、第20回群馬きのこ品評会が開催されます。2年連続の「金賞」を目指して、基本を忘れず、消費者に喜ばれる良質の椎茸を栽培していきたいと思います。

最後になりますが、私たちの目指すところは、利用者さんの幸せな生活を送るための一助にあります。椎茸栽培を通じて、働く楽しさを日々感じながら、工賃向上を図ることにより、経済的な自立が目指せるように事業展開を進めていきたいと思います。



少年院から見た、「のぞみの園」 の取り組みについて

神奈川医療少年院

非行を犯し、神奈川医療少年院で生活している少年たち。

彼らのほとんどには、知的障害や発達障害が認められます。彼らが円滑に社会復帰を成し得るかどうかは、各々のニーズに合った福祉的支援がいかに担保されるかにかかっていると言っても過言ではありません。

当院ではこれまでも福祉関係機関の皆様と協力、連携し、出院後の彼らが再び非行や犯罪に関わることなく、幸福に生活していけるよう様々な取り組みを行ってきました。矯正施設の視点から福祉関係機関の取り組みに言及するに当たっては、まだまだ勉強不足のことも多いところではありますが、いよいよ高まる触法障害者の支援の一助となればと思い、憚りながら筆をとらせていただきます。

さて、「のぞみの園」の取り組みには、特筆すべき特徴があると考えます。

1つ目は、「のぞみの園」が有している「中間施設」としての機能です。

少年院から出院するためには、適当な「帰り先」が必要となります。しかしながら当院の少年たちの多くが、その受け入れ資源が乏しい実情にあります。彼らの様々な障害特性が社会生活を困難にさせることは推測に難くありませんので、彼らの帰り先の多くは、福祉的支援を前提とした上で、入所施設やグループホームなどの福祉施設が選択されます。

通常、福祉施設を帰り先とした際には、ほとんどの少年を少年院から直接入所させていますが、少年によっては、入所後、受け入れてくれた施設を困惑させている状況がしばしば見受けられることもあります。 せっかく受け入れていただいた のにもかかわらず、職員の助言を全く聞き入れなかったり、利用者間でトラブルを起こしたりと私たちも非常に甚だ申し 訳なく、心苦しく感じているところです。

こうした問題は、彼らの取り巻く急激な環境の変化と、彼らに障害を受容させ、必要な支援を受けていくための移行的 措置が十分でないことに起因していると考えられます。そのため、矯正施設から福祉施設への橋渡しを行う中間的な施 設が必要であると日々感じているのですが、そのような性質を持つ施設は極めて稀であるところ、「のぞみの園」の「自 活訓練ホーム」は、まさにその役割を担う位置付けにあると理解しています。

「のぞみの園」の「自活訓練ホーム」では、一定のルールに従った生活の枠組が確保されており、金銭の管理や日中活動の支援等が適切に行われることにより、少年たちが社会生活にソフトランディングできる支援体制が整っています。ハード及びソフトの両面から実践される、「のぞみの園」における社会復帰移行支援の重要性は極めて高いと考えています。

2つ目は充実した「アセスメント」の機能です。当院の少年の障害は軽度から中度に留まるものがほとんどであり、ADL などの機能に問題はありません。つまり、重度障害者を対象とした施設で支援を行うほどの支援ニーズがあるものではないが、それでも何らかの支援なしに生活することは困難であるレベルにあるということです。

このようなケースでは、対象者の能力を見極め、支援なしに「できること」と「できないこと」を明らかにしつつ、支援計画を策定していく必要がありますが、少年院に収容されている間は、規律、秩序を維持し、適切に矯正教育を行うための強力な枠組みが確保されているため、社会復帰後に直面する「失敗」や「つまづき」が観察できる機会に乏しい環境にあると言えます。少年院から福祉施設に直接帰住させる場合においては、福祉施設が支援計画を立てる上で不可欠な情報を十分に提供できないことがあるのです。

「のぞみの園」では、診療部に臨床心理科を置き、専門のスタッフが地域生活定着支援センター等からの要請に応え、 福祉の観点から、より実践的な「アセスメント」がなされており、そこから導かれる様々な情報は、「のぞみの園」から 他の福祉施設に繋げる際、有効に働くことと思います。

当院にとってみても、これまでに「のぞみの園」と連携し、その取り組みを拝見する過程で、福祉施設に帰住した少年の生活をより具体的にイメージすることができるようになり、また、矯正施設が、非行や犯罪を起こした障害者の社会復帰に当たって何を求められ、何を行っていくべきかということを考える機会を得ることができ、大変、意義のある事柄を学ばせていただきました。

「のぞみの園」には、細やかで手厚い支援を必要とする方が多く入所されているため、大変な御苦労があるとうかがっています。入所者ひとりひとりの障害特性に応じたサービスと環境調整に対する、皆様の使命感と情熱の高さには常々、頭が下がる思いです。

最後となりますが、「のぞみの園」の今後益々の御発展、御活躍を祈念いたしますとともに、引き続き、矯正施設との連携について御協力をお願いいたします。





Column 「第14回のぞみふれあいフェスティバル」 の開催について

_{実行委員長} 勅使河原 伷悦

10月22日(土)、第14回のぞみふれあいフェスティバルが開催されました。今年のスローガン「すてきなふれ愛 地域の輪」の下、各部から選出された実行委員を中心に企画運営を進めてきました。

当日は天候にも恵まれ、秋晴れの中、ステージでは盛大な催し物が行われ、メインストリートには物品販売、飲食店と 30以上の店舗が建ち並び、会場内を賑わしてくれました。

開会のセレモニーは、遠藤理事長による主催者挨拶に始まり、来賓を代表して後閑太一高崎市議会議長、松本源治乗 附校区区長会会長に祝辞をいただき、その後、利用者代表に よる元気な開催宣言が行われました。

開催宣言と同時に風神桜馬による「よさこいソーラン」が スタートし、その後は順次プログラムにより進められ、なか でも高崎健康福祉大学高崎高等学校チアリーダー部によるチ アリーディングは、高校生の若さがみなぎり、会場中を沸か せてくれました。また、今年の目玉でもある東京農業大学第 二高等学校吹奏楽部の150名を超える部員のマーチングは、 観る者全てに感動を与えてくれました。

一方、物品販売などのブースでは、今年も地域の方々の協 力により飲食店舗では、フランクフルト、おにぎり、焼きまん じゅうやのぞみの園いち押しの酒まんじゅう等々の軽食から、



本場タイ料理や屋台のラーメンなどの本格的な料理まで、一日中、会場内が食欲をそそる薫りで包まれていました。また、 物品販売の店舗では、可愛いアクセサリーや日用品、本格的な木工品、他施設の利用者製作品やそれに負けないよう就労・



活動支援課の利用者製作品が販売されました。来場者の方々 は、一品一品を手に取り、品定めしている姿が印象的であり ました。そして、のぞみフラワーマーケットでは、多肉植物の 寄せ植えや彩り華やかな花々を詰めた花籠が販売されました。 その花籠を携え、ふれあい香りガーデンを散策される人たち で、より一層会場内が華やいでいました。

田中資料センターでは、地域の方々や利用者のアート作品 と呼んでも過言ではない力作が展示され、同敷地内では福引 きが行われ、来場者の一喜一憂した表情が印象的でした。

また、ふれあい御休所では、裏千家 大竹助教授をお招き

して、茶室のこけら落としとしてお茶会が開催されました。招待された利用者の方々は、厳かな雰囲気を体験され、伝統 美を感じる一時となりました。

その他にも福祉相談会や園内見学ツアー、福祉機器の展示体験コーナーがあり、来場者の方々にのぞみの園を広く理 解していただくことができたと思います。

今年は、2000名を超える来場を迎え、盛大にそして滞りなく開催することができました。

のぞみの園ふれあいゾーンだより

紅葉の風景

当地高崎市では、昨年10月から11月にかけて晴れた日が多く、また、昼夜の寒暖の差も大きかったため、 のぞみの園ふれあいゾーンの樹木は、見事に色づきました。

まず、ふれあい香りガーデンのカツラ、ささやきの小径の二セアカシアフリーシアとカジカエデ、彩り広場のイチョウなどが鮮やかに黄葉した後、彩り広場やかつひこ庭園(御休所)のイロハモミジやドウダンツツジが燃えるような紅葉を披露してくれました。





ふれあい香りガーデン





ふれあい彩り広場

11月24日には、思いがけない雪に見舞われ、11月としては滅多にない積雪となりました。重そうな雪の帽子を被った紅葉という当地では珍しい風景を楽しむことができました。

のぞみの園ふれあいゾーンは、春から初夏にかけて、 桜、ツツジ、バラなどが咲き競う風景も絶品ですが、ご 紹介したように晩秋の紅葉の風景も見逃せません。本年 は、のぞみの園を見学していただきながら、紅葉狩りを 楽しんでいただくというプランはいかがですか。



思いがけない雪と紅葉

のぞみの園ふれあいゾーンでは今年もイルミネーションが点灯しました。森の静けさのなかに突然現れたファンタスティックな光景をお楽しみいただけます。ふれあい彩り広場のイルミネーションは天の川をモチーフにまるで満点の星空のなかにいるようにきらびやかに彩ります。ふれあい香りガーデンは、トナカイのオブジェが温かみのある光りで迎えます。

冬の間、バスを待つ利用者の方 たちや近隣の方たちの憩いのス ポットとなります。



ふれあい彩り広場 まるで銀河に迷い込んだような光りのイルミネーション





ふれあい香りガーデン 幻想的な雪のイルミネーションと心和むトナカイのオブジェ

この季節ののぞみの園ふれあいゾーンは、冬花が元気に咲いています。ハートの形に植栽したふれあい彩り広場の円花壇はポップでカラフルなパンジーの花々を楽しむことができます。ふれあい香りガーデンでは、ストックの花が甘い香りをただよわせています。

この季節は、昼、夜と表情の違うふれあいゾーンをお楽しみいただけます。



ふれあい彩り広場 ハートの円花壇



ふれあい香りガーデン 甘い香りの冬花ストック

INFORMATION

のぞみの園支援者養成現任研修

国立のぞみの園のフィールドを活用して、支援に従 事している支援者の実務研修を受け入れています。

1. 高齢知的障害者支援コース

高齢知的障害者の支援に携わる若手職員等を対象として、 認知症及び高齢知的障害者の支援に必要な専門知識と技 術を習得することを目的とした実務研修です。

- ①期 日/平成28年4月~平成29年3月(随時受入)
- ②場 所/独立行政法人国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園
- ③募集案内/当法人 HP をご覧下さい。
- ④申し込み・お問い合わせ先/ 国立のぞみの園 事業企画部研修・養成課(担当:安立・宮澤) TEL 027-320-1357 FAX 027-320-1368

2. 行動障害者支援コース

強度行動障害及び自閉症等をもつ知的障害者の支援に携 わっている若手職員等を対象として、強度行動障害及び自 閉症等の支援に必要な専門知識と技術を習得することを目 的とした実務研修です。

- ①期 日/平成28年4月~平成29年3月(随時受入)
- ②場 所/独立行政法人国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園
- ③募集案内/当法人 HP をご覧下さい。
- ④申し込み・お問い合わせ先/

国立のぞみの園 事業企画部研修・養成課(担当:安立・宮澤) TEL 027-320-1357 FAX 027-320-1368

3. 矯正施設等を退所した知的障害者支援コース

矯正施設を退所した知的障害者の支援に携わる若手職員 等を対象として、必要な知識及び技術、関係機関との連 携の在り方などを自活訓練ホームの実践を通じて学ぶこ とを目的とした実務研修です。

- ①期 日/平成28年4月~平成29年3月(随時受入)
- ②場 所/独立行政法人国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園
- ③募集案内/当法人 HP をご覧下さい。
- ④申し込み・お問い合わせ先/

国立のぞみの園 事業企画部研修・養成課(担当:安立・宮澤)

TEL 027-320-1357 FAX 027-320-1368

4. 発達障害児支援コース

発達障害児の支援に携わっている若手職員等を対象と して、発達障害児の支援に必要な専門知識と技術の習 得及び関係機関との連携の在り方などを障害児通所支 援センターの実践を通して学ぶことを目的とした実務 研修です。

- ①期 日/平成28年4月~平成29年3月(随時受入)
- ②場 **所**/独立行政法人国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園
- ③募集案内/当法人 HP をご覧下さい。
- ④申し込み・お問い合わせ先/

国立のぞみの園 事業企画部研修・養成課(担当:安立・宮澤)

TEL 027-320-1357 FAX 027-320-1368

のぞみの園カレンダー2017

~50年の歴史を物語る樹木たち~









「のぞみの園カレンダー2017~50年の歴史を物語 る樹木たち~」を作成しました。

のぞみの園の前身の国立コロニーの開設(1971年) から、50年という歳月を経て開設前後に植栽された樹 木の苗木は立派に成長し、薄桃色に染められた風景、 緑豊かな風景、晩秋の彩り鮮やかな風景を演出してく れます。

これらの豊かな自然ののぞみの園で50年の歴史を見 守ってきた樹木など風格のある姿をカメラに収め『の ぞみの園カレンダー2017~50年の歴史を物語る樹木 たち~』を作成し、のぞみの園に対するいっそうのご理 解、ご協力を賜る一助とするため、販売をしています。

ご購入やお問い合わせにつきましては、のぞみの園 総務部総務課企画係(027-320-1613内線3321)まで お電話でお申し込みください。販売担当窓口にお取り次 ぎをいたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。



壁掛けカレンダー 見開きA3サイズ(420×297) 12枚 カラー

1部 650円 (税込価格) 送料別 ※売り切れしだい終了

受付先)総務部総務課企画係

電話:027-320-1613 内線:3321

お問い合わせ先のご案内

○障害福祉サービス、地域生活支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のある18歳以上の人たちを対象に、 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・短 期入所・日中一時支援を提供しています。

TEL. 027-320-1416 [事業企画部支援調整係]

○障害児通所支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のあるお子さんを対象に、児童発達支 援・放課後等デイサービスを提供しています。

TEL.027-320-1005 【診療部療育支援係】

○外来・入院診療のご利用について

障害のある人たちが安心して受診できる医療を提供していま す。また、医療に関する相談や心理相談も受け付けています。

TEL.027-320-1327 [診療部医事係]

○障害者とそのご家族の相談について

障害のある人たちや障害のあるお子さんのご家族からのさ まざまな相談に対応いたします。

TEL. 027-327-3520 [事業企画部相談支援係]

○知的障害関係施設等で働いている人たちの相談について

障害者に対する支援について、知的障害関係施設等で働い ている人たちからのさまざまな相談に対応いたします。

TEL. 027-320-1366 [事業企画部事業企画係]

○研修会等の開催、実習生等の受入について

研修会やセミナーの開催、大学・専門学校などからの学生 等の受入のお問い合わせに対応いたします。

TEL. 027-320-1357 [事業企画部研修係]

○講師の派遣、ボランティアの受入、施設見学について

当法人は研修会などの講師として職員の派遣を行っていま す。このため、講師の派遣、ボランティアの受入や施設見学 等のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1322 [事業企画部養成係]

○刊行物のお支払い方法

刊行物をご購入いただいた際のお支払いにつきまして、お 客様の利便性を図るため、ゆうちょ銀行の取扱いを始めます。 振込口座などの詳細は、同封の用紙をご覧ください。

編集事務局からのお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転などにより、住所や送付先名が変更になりました場合に は、新しい送付先名等をFAXやE-メールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。 また、平成24年4月より『ニュースレター』のメール配信を行っております。ご希望の方は、 info_center@nozomi.go.jpまで、配信先のアドレスをご連絡ください。PDFファイルのダウン ロードアドレスをお知らせするように致します。なお、メール配信をご希望された場合は、今まで の郵送での配付はいたしませんのでご承知置きください。

お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

『ニュースレター』のバックナンバーは、ホームページ http://www.nozomi.go.jp でご覧いた だけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。

【ニュースレター関係連絡先】

.....

TEL.027-320-1613(総務部) FAX.027-327-7628(直通)

E-メール

info_center@nozomi.go.jp



国立のぞみの園へのアクセス

1. タクシー利用

所要時間【JR高崎駅(西口)より約15分】

- 2. バスの利用
- ①市内循環バス「ぐるりん」 乗り場8番
 - ·系統番号13:JR高崎駅(西口)乗車~「国立のぞみの園」下車
 - · 系統番号14: JR高崎駅(西口) 乗車~「国立のぞみの園」下車 所要時間【約40分】
- ②のぞみの園定期バス

所要時間【JR高崎駅(西口)より約25分】

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL.027-325-1501(代表) FAX.027-327-7628 URL http://www.nozomi.go.jp E-mail webmaster@nozomi.go.jp



ニュースレター

平成29年1月1日発行 第51号 (年間4回 (4月·7月·10月·1月) 1日発行) 平成16年8月20日創刊

編 集/独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

制 作/上武印刷株式会社

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

TEL.027-325-1501 (代表) FAX.027-327-7628 (代表)

ホームページ http://www.nozomi.go.jp

E-メール webmaster@nozomi.go.jp



